

電波利用料制度に関する専門調査会 次期の電波利用料に関する意見の募集結果

総務省では、平成22年4月20日から平成22年5月19日までの間、次期の電波利用料に関して広く意見募集を実施した。この結果、68者（携帯事業者等6者、通信事業者（携帯事業者等を除く）4者、放送事業者19者、その他の事業者（メーカー等）6者、団体17者、国及び地方公共団体9者、個人（大学関係、アマチュア無線局免許人等）7者）から意見があった。

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
1 電波利用料の 使途及び予算 規模について	(1) 総論		
	①使途及び予算規模		
	1	電波利用共益費用に対する免許人の応分な負担は前提であるが、予算規模拡大は免許人の負担の増加となる。電波利用料制度導入以来、予算規模は毎年拡大の一途をたどっているため、予算規模の現状維持が適当であると考えます。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の性格は、『電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（電波利用共益費用）』としている、現行の考え方を維持することが適当と考えます。 ・電波利用料制度の在り方や性格等については、制度化以降、検証と見直しの場が設けられてきており、電波の経済的価値の係数を料額算定に組み入れる等、電波利用の対価を負担する仕組みが反映されてきたと考えます。 ・電波利用共益費用の性格を維持するためには、歳入と歳出の均衡、負担と受益のバランスや公平性が前提となるべきであり、使途と予算規模、料額の決定方法については、透明性や合理性の観点で改善すべき課題があると考えます。 ・使途とその運用については、受益者である免許人をはじめ国民の意見等を反映できる透明な決定プロセスを設け、合理的な理由の確保が必要と考えます。 ・使途が拡大して予算規模が肥大化しないよう、歯止めがかかる仕組み（予算規模の上限を設ける等）が必要と考えます。 	KDDI株式会社
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・使途は拡大傾向にあるが、使途を必要最小限に限定するべきである。 ・予算規模は、10年で約2倍と拡大傾向にあるが、使途の限定と合わせて次期は大幅に縮小するべきである。 ・詳細情報をホームページ等で公開するべきである。 	ソフトバンクモバイル株式会社
	4	無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用（電波利用共益費用）に対する免許人の負担という趣旨を堅持して、電波利用料はもっぱら電波利用共益費に使用されること、及び現状よりも使途、予算規模の拡大とならないことを要望します。	株式会社ウィルコム
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の使途については、現行の電波法103条の2第4項の枠組みを維持すべきであると考えます。 ・予算規模については現行の枠組みの拡大解釈等により肥大化することのないようにすべきであると考えます。 	UQコミュニケーションズ株式会社
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の予算規模：電波利用料の規模は、制度が創設された平成5年の予算75.6億円に比べて平成21年度は685.5億円と約9倍に増加して高止まりしており、少なくとも現在の規模より大きくならないようにすべきと考えます。 ・電波利用料の使途は、電波利用料制度が創設された平成5年の3項目から現在合計12項目まで増えており、「無線局全体の受益を直接の目的として行う」ことを基本に改めて項目内の見直し、項目の縮減をすべきと考えます。 ・特定の分野の電波利用の促進に電波利用料財源を利用するに当たっては、原則として、当該施策によって歳出規模が将来的に増大するものでないこと、並びに周波数帯が新たに生まれる、または周波数帯に新たに相当数の無線局が導入できる等、明らかに電波の有効利用に資するものとすべきと考えます。 	イー・モバイル株式会社
	7	電波利用料の使途については、「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（電波利用共益費用）」、という電波法の主旨に鑑み、使途を追加する際は、その使途が真に電波利用共益費用の定義に即したものであるかどうかを厳密に精査し、その費用を負担する免許人のコンセンサスの取得が必要であると考えます。 また、既存の使途についても、支出の実績を踏まえて必要性を見直すことにより、歳出予算の効率化を図っていくべきと考えます。	スカパーJSAT株式会社
	8	国民への安心・安全な通信・放送の維持向上などのため、電波利用共益費を受益者が分担し、使途が特定されている現行の考え方に賛成いたします。	東日本電信電話株式会社
	9	電波利用料の使途をより一層明確化すると共に、実施内容の更なる効率化及び、新たな電波利用の技術進歩を踏まえることにより、予算規模の適正化を図り、且つ利用者・事業者にとって、様々な分野での電波の利用拡大が実現できることを要望いたします。	西日本電信電話株式会社
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・使途について、今一度必要性を再検証し、不必要な使途がないようにすべきである。 ・予算規模に関し、必要な使途についてもムダの排除／効率化を図り、予算規模を必要ミニマムとして、電波利用料を抑制すべきある。 	特定非営利活動法人ITS Japan
	11	NHKは視聴者が負担する受信料によって運営されている公共放送であり、電波を利用することによって利益を得る企業とは基本的に性格を異にしています。電波利用料額の見直しによりNHKの負担が増えないよう、適切な予算規模と効率的な事務の実施を要望します。	日本放送協会
	12	現行制度において「電波利用共益費用」として電波法に限定列挙されている使途は概ね適切なものと考えます。従って、現在の予算規模も概ね妥当なものと認識しているが、可能な限り、今後も縮減に努めるべきと考えます。	社団法人日本民間放送連盟
13	使途については、電波利用共益費用として電波法103条に示されている用途は概ね適切なものと考えますが、更なる使途の項目に関する見直しを行い、今後も縮減に努めるべきであると考えます。 予算規模に関しては、拡大傾向とならぬよう、削減の可能性についての検討、予算規模の適正化を行い、無線局全体の負担軽減を目指すべきと考えます。	株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ	
14	電波利用料制度は、「電波利用共益費用」を受益者である無線局免許人等で分担する制度であり、この目的に即した現行の使途は概ね適正であると考えます。また、わが国の電波利用の効率化に資する地上放送のデジタル化を完全遂行するにあたって、現状の予算規模も概ね妥当と考えます。ただし、将来的には、なし崩し的な歳出増加に歯止めをかける仕組みを設けた上で、可能な限り、予算規模の縮減に努めるべきと考えます。	株式会社テレビ朝日	

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	15	予算規模はおおむね適当と考える。尚、今後の周波数逼迫に伴い無線システム間の干渉検討や周波数有効利用方策の検討および、将来の電波利用方策の研究や技術試験事務は、適切に拡充する必要があると考える。	日本テレビ放送網株式会社
	16	電波利用料の総額・予算規模については、免許人全体の負担を軽減するためにも、いたずらに費用が拡大しないよう、内容について十分精査し、規模を抑制する努力が必要と考えます。	株式会社フジテレビジョン
	17	電波利用料の歳出検討に当たっては、その用途を「電波利用共益費用」とする電波法の規定に従って絞り込んだ上で、あらゆる観点から慎重に検討・判断し、常に削減を第一としながら適正な予算規模を決定するべきである。また歳出予算の削減を実現させることで、極力、免許人等の負担額削減につなげることが望ましい。	株式会社TBSテレビ
	18	電波利用料の用途については「電波利用共益費用」とする電波法の規定に従って慎重に検討・判断し、削減を基調として適正な予算規模を決定するべきである。また歳出予算の削減によって、免許人等の負担額削減につなげるべきである。	株式会社毎日放送
	19	特定財源である電波利用料を歳出ありきで徴収するやり方では、電波利用料予算の抑制、用途の透明性、用途の抑制がはかれまいと考える。現行の予算規模は欧米諸国（約200億円～約470億円）に比較し相当高い金額となっている。用途についてもその使用実績詳細について公表されていない。行政刷新会議の事業仕分けでは電波利用料の用途である「携帯電話エリア整備事業」「電波遮蔽対策事業」、「電波監視施設の整備・維持運用及び電波監視業務等の実施」「電波資源拡大のための研究開発」などについて予算の縮減を求められている状況である。これらを踏まえ事業の無駄を徹底的に省き国が関与する事業の最小限化をはかることにより予算規模を必要最小限かつ国際水準並に適正な規模とすべきである。また、これにより最小限の電波利用料でやるべきこと、一般財源でやるべきことの区別を再検討する必要があるのではないかと考える。	関西テレビ放送株式会社
	20	電波利用料の歳入・歳出予算は年々増加しており、平成22年度電波利用料の歳入は700億円を超える予算規模となっているが、無線局が今後もさらに増加の傾向を示していく中、電波法第103条の2第4項において限定列挙されている用途に対し、歳入が過剰とならないよう適正な予算規模とすべきである。歳入増に応じて用途への配分額拡大をしていくのではなく、3年ごとの制度見直しの際には電波利用状況の変化を考慮に入れ、用途に応じた予算規模と適正な料額の設定、算定方法、配分についての見直しをして頂きたい。	札幌テレビ放送株式会社
	21	予算規模については、現状維持が適当であると考えます。	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
	22	・電波は国民全体の共通財産であり、国民が自由に利用できることを大前提として、免許等の規制により利用者間の調整を行い、その免許者を対象として電波利用料を徴収しているところであり、次期の見直しに当たっても、この大前提を基本として制度設計するべきと考えます。 ・厳しい経済状況に鑑みると、追加的な負担を強いる制度とするべきではなく、少なくとも現在の電波利用料の総額を増額すべきではありません。また、その用途についても従来の範囲を安易に拡大すべきではないと考えます。 ・あるべき情報化社会実現に向けての各分野での官民の役割分担を十分に議論すべきであり、今後ユビキタス社会における豊かな国民生活、ワイヤレス産業の発展を民間主導により実現するという視点が必要であります。	社団法人電子情報技術産業協会
	23	・電波利用料制度は、必要な費用を見積もり、これに相応する利用料を徴収する仕組みであることから、過去10年で規模が倍増するなど、抑制のインセンティブが働きにくい制度になっている。予算規模が際限なく膨らむことを抑制するための方策も検討する必要がある。 ・電波利用料の用途及び予算規模については、受益者負担の原則に基づき、受益と負担の関係を明確にし、電波利用者が直接負担すべき必要最低限の範囲に留めるべきである。同時に、国と民間の役割分担、国から民間へのアウトソーシングによる効率化等の検討も必要である。	社団法人日本経済団体連合会
	24	電波利用料は、電波利用料負担者の納得が得られるよう透明性を確保し、かつ適正な予算規模で運用願いたい。	電気事業連合会
	25	予算の規模については、ムダを徹底的に排除して効率化を図り、電波利用料総額を抑制する努力が必要である。	一般社団法人日本自動車工業会
	26	現行の用途について、必要性を検証し、ムダを排除して効率化を図り、予算規模についても電波利用料総額を抑制する努力が必要である。	トヨタ自動車株式会社
②歳入歳出の差額			
	27	電波利用料制度は電波の適正な利用確保に関し、電波利用共益費を受益者が負担する制度である。今年度は歳入が712億円に対し歳出が622億円であり、負担をしている免許人として、歳入全てが電波利用共益事務への確実な歳出に充てられるよう要望する。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	28	電波利用料の趣旨に照らし歳入額と歳出額はバランスを図るべきであり、歳入額が歳出額を上回った場合の用途は原則として目的に沿ったものとすべきであると考えます。	UQコミュニケーションズ株式会社
	29	今年度の歳入が712億円に対し歳出が622億円となっていることから、歳入全てが電波利用料共益業務への歳出に充てられることが望ましいと考えます。	東日本電信電話株式会社
	30	歳入と歳出の均衡を維持し、歳入全てが電波利用共益事務に充当されるべきであると考えます。	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
	31	・平成22年度電波利用料予算の歳入711億円に対し、歳出621億円であるが、差額の90億円の用途を納付者に明らかにするべきである。 ・平成22年度電波利用料予算の歳入・歳出の差額90億円は、本来の目的で使用しない場合は返金するべきである。	ソフトバンクモバイル株式会社
	32	平成22年度の電波利用料の収支においては歳入が歳出を大きく上回っています。今期、歳入に超過分がある場合は、次期の利用料額の算定の中でその差額は還元すべきと考えます。	株式会社ウィルコム
	33	平成5年～20年の電波利用料の差額の累積（決算ベース）が388.2億円の歳入超過となっており、また平成22年度予算においてもさらに歳入が90億円上回っています。このように歳入が超過した分は電波利用料の引き下げを行うか、または地デジの後年度負担の償還に充当し、かつ翌年以降の電波利用料の引き下げ原資とすべきと考えます。	イー・モバイル株式会社
	34	平成22年度の電波利用料に係る歳入出はバランスに欠けているが、電波利用共益事務への使用という基本理念において歳出に見合った予算規模にすべきである。	日本テレビ放送網株式会社
	35	地デジ対策終了後の歳出規模の縮小や、これまでの歳入・歳出差額の累積についても、速やかに料額に反映させるべきである。	社団法人日本経済団体連合会

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	(2) 各論		
	①地デジ対策		
	36	・「特定周波数変更対策業務（アナログ周波数変更対策業務）」に係る追加的な電波利用料の負担は、平成22年度で終了することから、これを踏まえた予算規模の見直しを行うことを要望します。 ・「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業」は、国の施策である地上放送のデジタル化に必要な支援事業であり、これにより新たに130MHz幅の周波数帯が創出され、放送業務だけでなく通信など他業務を含めた無線局免許人の受益に適うものであることから、用途として適切であると考えます。本事業が平成23年度以降も継続されることを要望します。	日本放送協会
	37	「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」については、周波数が逼迫する中、地上波テレビ放送のデジタル化が電波の有効利用につながり、ひいては無線局全体の受益につながることから、用途として適切と考えます。また、無線局全体の受益であることをふまえ、当該用途は無線局全体で均等に負担すべきと考えます。	株式会社フジテレビジョン
	38	・地上放送のデジタル化は、VHF/UHF帯の130MHzをテレビ放送以外の新たな用途に活用することを可能とするものであり、そのための「地上デジタル放送総合対策」は国民全体を受益者とするものであることから、用途として適切であると考えます。 ・さらに2011年7月の完全デジタル化移行後も、デジタル混信対策や暫定的な衛星利用による難視聴対策、辺地共聴施設の改修等の受信施設への支援が必要なことから、地上デジタル放送総合対策は2011年度以降も継続する必要があると考えます。	株式会社テレビ朝日
	39	国策である地上放送のデジタル化に当たっては、その受益者は国民全体であり、その環境整備や支援に平成23年度以降も巨額の費用が必要となることから、「地上デジタル放送総合対策」としては、十分かつ適正な規模の予算確保を図るべきである。	株式会社TBSテレビ
	40	地上テレビ放送のデジタル化については、国策であること、受益者が国民全体であること、完全デジタル化によって通信や新たな放送などに広大な周波数帯が捻出できると、また平成23年度以降も地上デジタル放送の環境整備や支援に巨額の費用が必要となることから、十分かつ適正な規模の予算確保を図るべきである。	株式会社毎日放送
	41	地上デジタル放送のデジタル化は、国の施策として電波の有効利用に寄与するものであり、そのための『地上デジタル放送総合対策』は、費用の大半が受信整備に当てられており国民全体に受益をもたらすもので引きつづき継続されるべきである。	日本テレビ放送網株式会社
	42	電波利用料の用途のひとつに、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」があることなどから、放送事業者の負担割合と結びつける議論があります。しかし、地デジ移行は特定の免許人の受益のためではなく、テレビ放送が利用する周波数帯域の圧縮によって生まれる130MHzの新たな用途への活用を目的とするものです。したがって、「用途」の議論は、地デジ移行があくまでも国民全体を受益者とする国策であるとの前提で行われることが適切であり、また「予算規模」もできる限り縮減に努めることが望ましいと考えます。	名古屋テレビ放送株式会社
	43	地上系放送は、国民が等しく受信できる電波による放送であり、その番組は民主主義・公共の福祉の発達に資するものである。よって「地上デジタル放送への送受信環境整備事業」については、引き続き、電波利用料の一部を支出して整備事業を行うことが適切であると考えます。	朝日放送株式会社
	44	・国策により、2011年7月に地上波テレビの完全デジタル化が予定されています。しかしながら、山間地域が多い和歌山県では、地上デジタル放送を視聴するため、デジタル難視や共聴施設のデジタル化といった課題を抱えています。 ・国では電波利用料財源によって難視対策等のための各種補助金等を設けていますが、それでも和歌山県では、2011年7月以降にテレビを視聴する環境整備の目途がたたない状況です。 ・今回の見直し期間である平成23年度以降も、国が責任をもって必要な難視対策等を実施できるよう、電波利用料の予算規模を十分なものとすることを要望いたします。	和歌山県
	45	『地上デジタル放送への円滑な移行のために環境整備・支援』完了後における本事業分の用途については、料額の減額に充てるべきだと考えます。	社団法人大阪府防災通信協会
	46	電波利用料の用途には、「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」が含まれ、大きな比重を占めています。この事業は平成23年7月に完全移行されますが、これの完了後にあっては他の新規事業に振り向けるのではなく、料額の減額に反映されるべきであると考えます。	社団法人京都府防災無線協会
	47	「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備・支援」完了後における本事業分の用途については、料額の減額に充てるべきと考えます。	福岡防犯無線協会
	②ラジオの難視聴対策		
	48	国民の安心安全のために放送を行っているのは、テレビジョン放送だけでなく、ラジオも同様である。特に都市部で受信状態の悪い中波ラジオについては、電波利用料を使って難聴取解消等のために整備事業を行うことを検討すべきと考えます。 主要道路や鉄道の長大トンネルでの携帯電話の不感対策が電波利用料で行われているのであれば、電波利用料で都市部（地下街・鉄道の地下部分など）においてテレビ・ラジオの不感対策を行うことは、災害発生時の国民の情報手段を確保する上でも、適当ではないか。	朝日放送株式会社
	49	・アナログ放送、デジタル放送の区別なく「放送」が、災害発生時等の緊急時の情報提供の責務を担っていることは言うまでもなく、さらに平常時においても視聴者、聴取者はその受信環境に左右されることなく、提供される情報を平等に得る権利を有すると考えるものである。 ・中波ラジオにおいては、高層建築物や集合住宅等の内部での放送電波の減衰が著しく、加えて様々な電気機器から発せられる雑音の影響もあり、昨今、特に人口の密集した都市部において受信困難な空間が確実に増加している。 ・今後導入が期待されているVHF帯マルチメディア放送においても、地上デジタルテレビジョン放送と同様に受信困難なエリア、空間が生じることが想像される。 したがって、今後このようなエリア、空間における受信環境の整備を積極的に進めていくことが必要であると考えますが、これを放送事業者の自助努力のみで実現することは現実的には極めて困難である。よって、将来的に、これらの環境整備を実施、実現するための支援が可能となるような制度整備を期待するものである。 ただし、これらは国民の安全にも関係することから、電波利用料制度に留まらず、社会インフラと捕らえ、国による支援についても併せて検討すべきと考えます。	株式会社ニッポン放送

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	50	近年電波の利用が多様化するとともに、都市化や高層ビル等による影響、高度化した家電機器・IT機器から発生する雑音等により、電波利用の障害となることが見受けられる。電波利用料の用途については、日本経済の状況から全体の予算規模の縮減に努めるよう配慮しつつも、電波利用の拡大のみならず電波の有効な利用のための雑音源対策等の環境整備に関する研究等も必要ではないかと考える。	株式会社文化放送
③研究開発、技術試験事務、電波監視、周波数再編、電波の安全性、混信対策			
	51	①電波資源拡大のための研究開発 ・モバイル分野のトラフィックは、2007年に比較して5年後には約16倍、10年後には約220倍へ増大するとの試算が示されている。現行制度は、「概ね5年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発、等」を対象としているが、電波資源の拡大や周波数有効利用率の向上には、長期的な視野に立った研究が必要不可欠であり、研究開発技術の対象を拡張することを要望する。 ・周波数再編に伴うシステム間干渉について技術基準策定の際に机上検討を行っている。しかし、机上検討では何らかの前提条件が必要となるため、最悪条件に基づく冗長な保護基準策定、想定外の干渉発生などの懸念がある。今後、より稠密な周波数運用を行うためには、必要に応じて机上検討の確認のためのフィールドでの検証試験を行うことが有効と考える。 ②電波の安全性に関する調査 電波の生体への影響に関してはWHOの研究課題に沿った、国等の公的機関による研究の積み重ねが重要であり、電波利用料の適用による継続的研究が必要と考える。 ③電波監視業務 携帯電話サービスに妨害を与える携帯電話用不法ブースターの摘発や調整不良あるいは設置不良のCS・BSTV用ブースターの適正化等クリーンな電波利用環境の維持が不可欠と考える。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	52	昨今の周波数の逼迫状況を踏まえると、周波数の共同利用を促進する技術など（研究開発成果の実証試験等を含む）の「電波資源拡大のための研究開発」に、また、電波の安心・安全な利用という観点からは、「電波監視施設の整備・運用及び電波監視業務等の実施」に、重点的に配分すべきと考えます。	スカパーJSAT株式会社
	53	非逼迫地域や病院・学校など地域の重要施設に対する情報格差解消、また、周波数の有効利用や電波の安全性など電波技術に関する基礎的研究などへの用途の充実強化が必要と考えます。	東日本電信電話株式会社
	54	ユビキタスネット社会の実現に向け、電波の公平かつ効率的な利用を確保する観点及び、電波技術に関する国際競争力確保の観点から、「電波技術に関する基礎的研究の充実強化」、「今後、新たな市場拡大が予想される分野の研究開発、普及支援」等に活用する電波利用料の用途を要望いたします。	西日本電信電話株式会社
	55	総合無線局監理システムや電波監視事務は、さらなる事務・設備投資の効率化を行い、費用を最小化すべきと考えます。また、研究開発についても、電波法に規定されている概ね5年以内の実用化が認められる基礎的開発であることは引き続き遵守すべきと考えます。	イー・モバイル株式会社
	56	・TV等の受信・共聴設備に係る干渉問題対策：TV等の受信・共聴設備から通信・放送へ与える干渉等、既に普及している受信専用設備への干渉あるいは同設備からの干渉が発生した場合の措置、対策等を用途とすることについて、検討すべきと考えます。なお、今後の防止に向けた技術基準づくりや規制等の在り方についても検討が必要と考えます。 ・人体に対する電波の安全性に関する調査研究：国民の不安を解消し、国民が安心して電波を利用できるよう、人体に対する電波の安全性に関する調査研究については、国が主体となって継続実施することが重要であり、電波利用料を財源として実施すべきと考えます。	KDDI株式会社
	57	電波利用料の用途については、以下の取り組みを充実すべきであると考えます。 ・国民の電波に対する不安を取り除くための電波の安全・安心のための研究及び国民に対する広報活動	UQコミュニケーションズ株式会社
	58	主な用途については、電波法第103条の2第4項に具体的に限定列挙されており、以下の7項目に示すように、電波の適正な利用の確保や、有効利用促進や電波資源拡大のため、ホワイトスペース活用など電波の有効利用促進策の推進等研究開発関係へ配分強化されるべきであると考えます。 ① 世界最先端の電波利用システムを実現等電波資源拡大のための研究開発の強化 ② 先進的な電波利用を実現するための実証実験の強化 ③ ホワイトスペース活用など電波の有効利用促進策の推進 ④ 国際標準化活動の支援強化 ⑤ 電波の安全性調査、電波利用に関するリテラシー向上への取り組み強化 ⑥ 携帯電話等エリア整備や電波遮へい対策の事業の推進 ⑦ 電波監視施設の整備・維持運用及び電波監視業務等の実施	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
	59	ホワイトスペースの利活用が検討されていますが、導入にあたっては既存の無線局の運用に混乱を与えないことが前提であり、混信を回避するためのシステムの構築が必須と考えます。よってこれに必要な調査・開発費用等の経費を、用途として追加すべきと考えます。	株式会社テレビ朝日
	60	電波利用料と用途のひとつとして現在進められております、電波資源拡大のための研究開発、その中でも特に高い周波数への移行を促進する技術は、わが国が世界のICT技術を先導し、電波を利用した産業分野において高い国際競争力を得る上で、さらには安心安全な社会の実現に向けた電波の有効利用という観点で大変重要であると認識しており、今後も継続的な投資が必要であると思っております。 しかしながら、現在、ほとんどの研究開発は60GHz帯のミリ波技術に対するものであり、国際競争力という観点で少なからず危惧をいただいております。ご案内のように、これまで275GHz以上3THzまでの電波は、国際的な周波数割当がなされておりました。テラヘルツ波とも呼ばれており、マイクロ波と光波（赤外線）の境界に位置する未利用の電磁波です。近年、ITU-R、WRCなどにおいて、まずは受動業務から周波数割当の議論が活発化してまいりました。また、LANIに関する標準化を進めるIEEE802委員会においても、テラヘルツ波の無線通信応用に関する検討グループが立ち上がりました。その背景には、テラヘルツ波無線の技術的な実現可能性が見え始めたことがあります。 今後、比較的近距離の無線通信や無線インターフェースの高速化に対するニーズが益々顕在化すると予想されます。それには、従来のマイクロ波帯ではなく、さらに60GHz帯に比べてはるかに広い帯域（数10GHz）が確保できる可能性のあるテラヘルツ波帯を利用することが極めて有望と思われます。特に、275GHz～500GHz帯は、半導体LSI技術によって実現できる見通しがあり、上記の世界動向に呼応して、早期研究開発によりわが国の技術力を高めると同時に、この周波数帯の割当や技術基準の策定等においても戦略的に諸外国と連絡調整を行っていくことが重要であるという認識を持っております。 以上、国際競争力を高めるという観点、そして周波数の逼迫を根本的に解決するという観点から、21世紀に残された最後の電磁波であるテラヘルツ波を利用したICTの研究開発やコンソーシアム形成に電波利用料を使用することをご検討いただきたく存じます。	個人

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
		④携帯電話エリア整備等のデジタル・ディバイド対策	
	61	・携帯電話エリア整備支援事業 今後の条件不利地域におけるエリア化は、これまで以上にエリア内のお客様が少なく収支が厳しい状況となることが想定される。エリア化に当たって事業者の負担が軽減できるように今後も継続して電波利用料からの補助金交付が必要と考える。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	62	携帯電話は、今や国民生活に不可欠なものとなっていますが、和歌山県においては1,800人を超える住民が未だ携帯電話の利用できない地区に居住しています。このような地域に住むすべての住民が等しくサービスを受けられるよう、引き続き、電波利用料による携帯電話エリア整備予算の確保を強く要望いたします。	和歌山県
	63	電波利用料の用途については、以下の取り組みを充実すべきであると考えます。 ・ブロードバンド普及にも有効な手段であるBWAエリア整備	UQコミュニケーションズ株式会社
	64	国民のICT利用機会拡大に向け、WiMAXのようなブロードバンドワイヤレスインフラの拡充にも電波利用料が使用されることを望みます。	WiMAX Forum
	65	電波利用料の用途として、テレビ放送、携帯電話、ブロードバンドの無線利用など電波を利用したサービスであって、現に多数の国民が享受し、またすべての国民が当該サービスを享受できることが公共的な利益となるものについて、地理的な条件から無線局の整備費用を通常以上に要するためサービスの提供が行われていない地域を計画的に解消し、維持するために行う経費について、全額電波利用料の対象とし地方自治体の負担は伴わないものとするを提案する。	北海道
		⑤消防緊急無線等のデジタル化	
	66	1 周波数再編アクションプランにより、新周波数への移行や変調方式の変更が進められているところであるが、特に行政においては、住民の安全安心に関わる基幹通信網の周波数移行等が定められており、各自治体とも財政状況が厳しい中、膨大な移行経費の捻出に苦慮しているところである。 2 自治体が周波数移行等に利用できる支援制度としては、総務省所管の起債制度があるものの、移行経費を勘案すると必ずしも十分とは言えず、移行が進まない状況にある。 3 このことから、新たに電波法第三条の二第四項に同項十の二に準じた規定を暫定的に整備し、※住民の安全安心にかかる通信設備の周波数移行等を支援する補助制度の創設を求める。 ※住民の安全安心にかかる通信設備とは、消防救急無線や防災無線などを指す。	北海道
	67	消防救急無線デジタル化整備事業に使用していただきたい。 消防救急活動において、近年の通信インフラのIT化、高度化に加えて、大規模地震など広域災害への観点から消防救急無線システムのデジタル化が求められている。また、消防救急分野に割り当てられている無線チャンネルが不足している状況にあり、無線チャンネルの増加が求められている。このような通信ニーズの実現のためには、デジタル方式の活用が不可欠であり、消防力の有効活用、高度化支援及び安心した通信の実現が図られる必要がある。 このような必要性から、平成15年10月に周波数の割当基準やアナログ周波数の使用期限を平成28年5月31日までとする旨を含む電波法関係審査基準が改正された。 しかしデジタル化に際しては、従来のアナログ方式の無線機器をデジタル方式の無線機器へ全面的に更新することが必要であり、これには多額の経費を要するものである。 消防救急無線デジタル化整備には、国の財源措置として、特に推進すべき事業として起債措置が行われている。三重県内でも全体で多額の事業費が見込まれ、その場合には起債（充当率90%元利償還金50%）の45%に当たる交付税措置額を除いても数十億円規模の地方負担が生じることになる。全国的にもこの地方負担が地方財政に与える影響が大きいと、整備が進まない状況にある。 前述したとおり、消防救急無線デジタル化は、平成28年5月31日までに、移行しなければならない。公共分野の無線通信の高度化等による安全・安心な社会実現のためにも、電波利用料の用途として消防救急無線デジタル化整備事業を加えていただきたい。	三重県消防長会
	68	非常事態における情報の伝達や共有化を図り、国民の安全・安心を確保する防災行政無線や消防救急無線は、国民生活に必要不可欠な情報伝達手段であり、地域間での情報格差が生じないようこれらの通信網を整備する必要があると考えております。 そのため本県では、地上系無線、衛星通信及びNTT回線を総合的、有機的に結合させた防災通信ネットワークを構築するとともに、県内市町でも防災行政無線及び消防救急無線を整備し、東海地震などの大規模災害発生時等における地域住民への情報伝達・被害情報の収集や日頃の消防・救急活動に活かしております。 現在、県内では、県防災行政無線、市町の地域防災無線及び同報無線のデジタル化を進めており、平成28年5月末までには消防救急無線についてもデジタル化を図ることとしております。 しかし、広い山間地域も通信エリアとしている本県では、デジタル化する場合、多数の基地局や機器の増設・更新など数百億円もの整備費が必要となり、財政力の脆弱な市町では機器の更新などの再整備ができないことが危惧されております。 つきましては、デジタル化により国民の安全・安心を確保するこれらの無線について、地域間での情報格差を生じることがないように、電波利用料をその財源として、デジタル化に伴う防災行政無線や消防救急無線の整備についても認めていただくよう切に要望いたします。	静岡県
		⑥その他	
	69	海上においてブロードバンドサービスを可能とし、デジタル・ディバイドを解決する有効なシステムであるESVシステムについては、同一の周波数帯を使用している陸上固定局に干渉を与えないよう、沿岸から300km以上離れて運用しなければならないことが運用上の大きな支障となっています。 このため、ESVと陸上固定局の間で詳細な干渉評価を行うシステムを整備頂き、ESVの使用可能エリア情報をESV免許人に提供頂くことにより、逼迫している周波数帯域をESVと陸上固定局が周波数的及び空間的に効率良くかつ円滑に共用可能とし、周波数の有効利用を図るよう要望します。	シンガポールテレコム・ジャパン株式会社
	70	例示されている用途のうち「電波監視」「総合無線局監視システム」及び「電波の安全性調査」は、電波利用料を財源とすべきではないと考えます。すなわち、「電波監視」は警察行政に分類されるものであり、広く国民が負担すべき業務であることから租税を財源とすべきだと考えます。また、「電波の安全性調査」は、技術開発を通じて国民の福祉向上を図るものであり、租税を財源にすべきだと考えます。一方、「総合無線局監視システム」については、免許人等の受益者負担部分は実費を勘案して手数料として徴収し、その他の費用は租税を財源とすべきだと考えます。	個人
	71	超小型低軌道衛星による地球観測等の実用ミッション	株式会社アクセルスペース
	72	207.5MHz以上222MHz以下の周波数において、アナログテレビ放送停波後の認定者が事業開始にあたり遅滞なく利用できるような整備をするための用途としていただきたいと考えます。	株式会社マルチメディア放送

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
2 電波利用料の 料額について	(1) 総論		
	73	・ 用途の見直し時期：電波利用共益費用という性格に合致した適切な用途が維持できるよう、3年毎に料額等の検討を加えるとの現行法制度は適当と考えます。 ・ 歳入と歳出の均衡：電波利用共益費用という性格に基づき、歳入と歳出の均衡を維持するために、会計年度毎あるいは二会計年度に跨って料額調整ができるよう、法制度の見直しが必要と考えます。 ・ 公平で合理的な負担と徴収方法：電波利用共益費用の考え方に基づけば、電波利用機器の全てから利用料を徴収することが原則であり、無線局の目的や規模（局数規模も含む）、性格等を反映する公平で合理的な負担の在り方（料額や料率、徴収コスト等を踏まえた全体最適化の考え方）の観点で、継続的に検討すべきと考えます。	KDDI株式会社
	74	・ 帯域と個別免許の二重の支払方法を改め、帯域利用料に一本化し、周波数の有効利用を促進するインセンティブが機能する環境を作ることが最も重要である。 例えば携帯電話においては、帯域利用料の支払いに加えて、基地局毎の電波利用料を支払う必要があるため、電波の有効利用を進めているのにも係らず電波利用料が基地局に比例して増加するためインセンティブが働いていない。今後、この傾向はフェムト等の小型基地局で尚一層加速されるため、早急に仕組みを変えるべきである。 ・ 複数の事業者で帯域を利用する場合は、利用する周波数（チャンネル数・帯域幅等）の割合に応じて按分し、帯域の電波利用料を支払う仕組みを導入するべきである。	ソフトバンクモバイル株式会社
	75	電波利用料を基地局毎の負担と帯域毎の負担の現在の2本立てから帯域毎の負担に一本化するかどうかの検討については、帯域毎の負担は基地局の設置の有無に関わらず、割り当てられた周波数帯域毎に電波利用料の負担が発生するため、携帯電話市場に参入してこれからエリア整備を行う新規参入者にとっては負担が厳しい制度であるため、例えば売上に応じた利用料負担等、事業規模に応じた負担も検討すべきと考えます。	イー・モバイル株式会社
	76	電波利用料制度において、一部電波利用料の負担のない無線システムがあるが、本来の趣旨に鑑みて電波の監理・監視が必要なシステムは、電波利用料負担の対象とすべきである。	日本テレビ放送網株式会社
	77	現行の電波利用料の大半は携帯電話からの歳入によって賄われている。一方、その用途は、携帯電話とは直接関係の薄い施策にも及んでおり、料額のあり方については、受益と負担の関係の一層の明確化、負担の公平性確保、負担者に対する十分な情報提供と理解促進が重要である。	社団法人日本経済団体連合会
	78	一般論であるが、料額策定においては、受益と負担の関係の明確化と透明性、一層の公平性が重要であり、負担の不公平性を改善し、過度の負担とならないよう見直しを行っていく事が適当である。	特定非営利活動法人ITS Japan
	(2) 各論		
	①低出力基地局の料額		
	79	個人宅への提供を開始しているフェムトセル基地局は、需要の拡大が想定される。今国会に提出された「放送法等の一部を改正する法律案」の成立に伴い、低空中線電力のフェムトセル基地局は包括免許の対象となることから通常基地局に比べ料額の引き下げを要望する。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	80	フェムトセルのような小出力の基地局についての軽減については、今後のサービス競争につながる可能性もあり、特定の小出力の基地局の電波利用料の減免措置の検討を希望します。	イー・モバイル株式会社
	81	今後、移動体通信は高速データ通信サービスの普及が期待されています。データ通信は音声に比べ1ユーザ当りのトラフィックが10～100倍となるため、同じ帯域幅の中にデータ通信ユーザを収容するためには小型基地局を多数設置するマイクロセルを実現しなくてはなりません。一方、マイクロセル方式は電波利用の効率が低い反面、基地局の数が多くなるため電波利用料の総額が増える結果となります。低出力の基地局については料額に配慮するなど基地局に関する負担を軽減する方式の検討を要望します。	株式会社ウィルコム
	82	当社では鉄道線路沿線で作業を行う社員等の安全を支援するため、線路沿線に基地局（出力値：10mW以下）を約4千局設置し、社員等が携帯する受信機に電波を送信することで列車の接近を知らせることができる警報装置を導入しています。 出力値が10mW以下の基地局については、特定小電力無線局の値の範囲と同等であることから、現行の制度を見直していただき、電波利用料の免除又は減免の処置をお願い致します。	東日本旅客鉄道株式会社
	②携帯電話端末等の料額		
83	電話との融合サービスの展開に伴い、情報家電、自動車および産業機器への携帯端末（モジュール）の搭載の拡大が想定される。携帯電話端末の増加に伴い負担総額が毎年増加するため、携帯電話端末の料額の引き下げを要望する。	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	
84	組込み型端末等への料率：今後普及が見込まれる、組込み型端末、モジュール型端末等の無線局では、一无線局の電波利用頻度が従来型無線局よりも格段に低くなるため、利用状況を反映する公平で合理的な料額の算定方法を検討することが必要と考えます。	KDDI株式会社	
85	今後データ通信端末については組込型等多様な端末の創出が予測され、利用方法についてもMachine-to-Machine利用、センサー的利用等様々な利用用途の創出が見込まれるため、組込型端末の電波利用料については引き下げる等公平かつ合理的な料額算定を検討すべきであると考えます。	UQコミュニケーションズ株式会社	
86	今後、国民の安心・安全に資する端末で組み込み型、モジュール型など、比較的利用頻度の低い端末等が普及していく事が予想される。こうした端末の料額算定にあたっては公共性等の開設目的や利用頻度等を考慮した検討が必要である。	トヨタ自動車株式会社	
③テレビ局の料額（放送事業者からの意見）			
87	国策である地上テレビ放送のデジタル化は、VHF/UHF帯の130MHzをテレビ放送以外の新たな用途に活用可能とするものであり、そのための「地上デジタル放送総合対策」は国民全体を受益者とする用途であるため、これを放送事業者の負担割合と結び付けて議論することは不適切と考える。	社団法人日本民間放送連盟	
88	現在行われている「地上デジタル放送総合対策」は、地上テレビ放送事業者が利用している周波数帯域（VHF/UHF）のうち130MHzをテレビ放送以外の新たな用途に活用するための施策であり、その用途の受益者は国民全体であるため、それに要する費用と地上テレビ放送事業者の電波利用料を関連させて、新たな電波利用料を算定しようとするのは適切でない。	株式会社静岡朝日テレビ	
89	地上テレビ放送のデジタル化は国策であり、デジタル放送独自の鮮明な画像やデータ放送などのメリットを享受するのは視聴者である国民全体となっている。そのため「地上デジタル放送総合対策」への電波利用料歳出割合を、放送事業者の負担割合と単純に結び付けて比較し、料額が不適当云々とする議論は不適切である。	株式会社TBSテレビ	

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	90	放送は、国民の知る権利や災害時における情報伝達などの重要な役割を担っており、国民の生命財産の保護に寄与するライフラインとして安全安心に大きく貢献している。このような観点から視聴者である国民は、放送の受益者でもあるため受益者を放送事業者のみと断定し議論を行なうことは適切ではない。	日本テレビ放送網株式会社
	91	そもそも、国策である「地上テレビ放送のデジタル化」の最大の目的は、130MHzに及ぶ新たな電波資源の創出にあることは明白である。この新たな電波資源の活用による受益は広く国民全体に及ぶと考えられるため、「地上デジタル放送の送受信環境整備事業等」への多額の拠出を理由にテレビ放送事業者の負担割合を論じることは甚だ不適当と考える。	中部日本放送株式会社
	92	地上テレビ放送のデジタル化は国策であり、デジタル放送によって鮮明な画像やデータ放送、携帯端末向け「ワンセグ」などのメリットを視聴者である国民全体に提供している。その観点からは「地上デジタル放送総合対策」への電波利用料歳出割合を、放送事業者の負担割合と単純に比較して、料額が不適当であるとする議論には賛成できない。	株式会社毎日放送
	93	地上テレビ放送のデジタル化は国策であり、受益者である国民のための「地上デジタル放送総合対策」の費用負担を放送事業者のみに結びつけて議論することは不適切と考える。	中京テレビ放送株式会社
	94	地上テレビ放送のデジタル化は、電波の有効な再編成のための国策である。このため、デジタル移行を円滑に遂行するための「地上デジタル放送総合対策」に必要な経費を放送事業者の負担割合と結び付けて議論することの無いよう希望する。	東海テレビ放送株式会社
	95	<p>・電波利用料制度は「電波利用共益費用」を受益者である無線局免許人等で分担する制度である。その分担において、近年は電波の経済的価値を反映させる方向で各種無線局の料額設定をしているが、経済的価値の追求だけでなく、電波利用の目的や社会的意義に配慮すべきものとする。高い収益をあげうる電波利用システムのみを存続させるような制度設計にすべきではない。</p> <p>国民の知る権利に応じて健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時等にはライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担う放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し、その存立基盤を危うくすることは不適切と考える。</p> <p>・法令に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案し、放送の特性係数は1/4とされている。これは適切な措置であり、今後も維持することが不可欠と考える。</p> <p>(注)放送事業者には、「国民への電波利用の普及に係る責務等」として「あまねく(努力)義務」(放送法)が、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」として「災害放送義務」(放送法)、ならびに「選挙放送」(公職選挙法等)が、それぞれ課せられている。</p> <p>・携帯電話事業では、事業者側の基地局設備に加え、利用者が購入した携帯電話端末に電波利用料が課せられるため、携帯電話事業者だけでなく、契約料を通じて広く利用者が負担している。一方、放送事業においては、視聴者が購入した受信機は無線局ではなく電波利用料がかからないため、電波利用料は送信側すなわち放送事業者のみが負担することになる。放送と携帯電話の電波利用料負担がアンバランスではないかとの指摘があるが、こうした構造を無視した考察であり、適切さを欠くものとする。</p> <p>・地上テレビ放送のデジタル化により、地上テレビ放送事業者は合計130MHzの周波数帯域を返還するため、平成23年以降は平成22年と比べ、地上テレビ放送の利用料負担額は大幅な減額となるのが至当である。</p>	社団法人日本民間放送連盟
	96	<p>・放送事業者の料額については、公共性を勘案して1/4の特性係数が措置されています。放送事業者にあまねく普及や災害放送が法的に義務付けられていることを考えれば適切な措置であり、今後も継続すべきと考えます。また、料額の算定においては、一般的に電波の経済的価値が重視される傾向がありますが、上述したような公益性も十分に配慮し、従来からの議論をふまえたバランスのとれた制度設計がなされるよう、要望します。</p> <p>・地上テレビ放送事業者は、地上波テレビ放送のデジタル化に伴い、現在アナログ放送で使用されている合計130MHzの周波数帯域の免許を返還するため、地上テレビ放送事業者の次期料額見直しにおいては、返還帯域相当の減額が確実に反映されるべきと考えます。</p> <p>・放送事業者と携帯電話事業者の負担割合が公平性に欠けるとの指摘がありますが、携帯電話については、端末を購入した利用者も電波利用料の一部を負担する一方、放送においては事業者のみが負担するという構造上の違いがあります。こうした相違をふまえた適切な議論がなされるよう期待します。</p>	株式会社フジテレビジョン
	97	地上テレビジョン放送事業者は、これまでアナログ放送で50数年をかけて築きあげてきた中継局を数年に凝縮してデジタル中継局を整備し、使用周波数帯域を130MHz返還する。急激なデジタル化設備整備の負担は民間地上テレビジョン放送事業者にとって事業の存続が危惧されるほど体力の消耗となっている。基幹放送の安定的なサービス継続のため地上放送事業者に対する電波利用料については大幅な削減を要望する。また地上放送は、放送法で、国民の安全に寄与するための緊急災害放送の義務や、放送の普及促進の義務などが課せられ、極めて高い公共性が求められており、電波利用料の料額においても公共性を鑑み特性係数が定められている。今後も特性係数の維持を継続すべきである。電波利用料の歳入で大きな部分を占める携帯電話事業者の負担は携帯電話業者だけではなく携帯端末を購入する国民利用者からも広く徴収する構造になっている。一方、地上テレビジョン放送は放送事業者が単独で全てを負担する事になり単純に同一視はできない。	関西テレビ放送株式会社
	98	放送事業には、法令に基づく非常災害時の放送をはじめ、正確な情報を迅速かつ的確に伝える公共的使命があり、また、国民の知る権利に応える報道活動も、経済的価値の追求とは異なる次元で行わなければならないものです。「料額」について近年、電波の経済的価値を反映させようという方向性が強まっていますが、放送事業が健全な民主主義社会の発展に不可欠である点を重視し、電波利用の目的や社会的意義に配慮した制度設計がなされるべきであると考えます。また、地上デジタル放送への移行に伴い、合計130MHzの周波数帯域を返還する放送事業者の電波利用料について、平成23年以降の大幅減額が至当と考えます。なお、携帯電話事業に比べて放送事業の電波利用料負担が少ないという指摘がありますが、携帯端末にも電波利用料が課せられる携帯電話事業と受信専用端末であるテレビ受信機には電波利用料がかからない放送事業とは事業構造が異なるので、このような指摘は適切でないと考えます。	名古屋テレビ放送株式会社
	99	<p>・電波利用料の料額の算定や、周波数の割当てに関して、単純な経済効率性を持ち出して議論することは適切ではない。放送には公共性や文化性、災害時のライフラインや報道・言論機関としての社会的役割などがあり、そうした機能を十分に認識した上で、「公平・適切な電波利用料や周波数の割当てとは何か」について判断してもらいたい。</p> <p>・地上テレビ放送のデジタル化によって、放送事業者は合計130MHzの周波数帯域を返すことになるので、アナログ放送終了後は電波利用料負担額も大幅に減額されるべきである。</p> <p>・放送事業者と携帯電話事業者の電波利用料の負担割合が不公平だとする指摘がある。しかし電波利用料負担をユーザーである国民に転嫁し得る仕組みを持つ携帯電話事業者と、単独で電波利用料を負担せざるを得ない放送事業者とを同じ土俵で論じるのは適切ではなく、そうした仕組みの差を考慮した議論を行うべきである。その意味では、放送事業者の料額の算定に当たり、使用帯域幅の4分の1とする負担軽減措置があることは適切な措置だと考えている。</p>	株式会社TBSテレビ

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	100	<p>・携帯電話事業における電波利用料の負担は、事業者設備からのみでなくその多くは受益者である端末契約者が料金として負担している。一方、放送事業においては、受益者である視聴者は電波利用料を負担せず、放送事業者が全額負担している。よって、携帯電話事業と放送事業では、電波の利用形態が異なるため、一概に事業毎の負担割合での比較は適切でないとする。</p> <p>また、携帯電話事業では基地局増設等による利用料の増加が、加入促進および通信料収入としての事業収益増加と密接に繋がっており、利用料の負担と受益の因果律が保たれている。一方、放送事業では、放送局の増設と事業収益とは直接リンクしていないため、利用料の負担と受益のバランスを欠いている。利用料額を検討するには「無線システムの特性の違い」を勘案した十分な検討が必要とする。</p> <p>・テレビ放送事業者は、現在使用している周波数帯域幅370MHzのうち、35%以上にあたる130MHzの帯域を平成24年までに段階的に返還する。従って、今回の電波利用料の見直しにおいては、地上テレビ放送の利用料負担額は大幅な減額となるのが自明とする。</p>	中部日本放送株式会社
	101	<p>・電波利用料の料額の算定や、周波数の割当てについて、放送の持つ公共性や文化性、災害時のライフラインや報道・言論機関としての社会的役割、機能を十分に認識した上で、公平・適切な電波利用料や周波数の割当てについて判断するべきとする。単に経済効率性だけで議論するべきではない。</p> <p>・地上テレビ放送のデジタル化によって、放送事業者は合計130MHzの周波数帯域を返上し、この帯域は新たな通信や携帯端末向けに転用されることになるので、アナログ放送終了後は電波利用料負担額も大幅に減額されるべきである。</p> <p>・放送事業者と携帯電話事業者の電波利用料の負担割合が不公平だと議論が長らくなされている。しかし、携帯電話事業者は電波利用料負担をユーザーが支払う料金体系の中に組み入れ、国民に転嫁し得る仕組みを持っている。一方で放送事業者はそのような体系を持っておらず、単独で電波利用料を負担せざるを得ない状況にある。この二者を同じ土俵で論じるのは適切ではなく、仕組みの違いを考慮した議論を行うべきである。また放送、通信ともに公共性の高い事業であり、人口過疎地や遠隔地でも均質のサービス提供が求められている。通信事業者にあつてはユニバーサルサービスの実現・維持に利用者の料金負担が行われているのに対して、放送は原則として自前でインフラの整備、維持を行っている。その意味からも、放送事業者の料額の算定について、使用帯域幅に対して4分の1の負担軽減措置があることは適切な措置だと考えられ、広く国民全体に均質のサービス提供を維持するためにも存続が不可欠な措置だと考える。</p> <p>・特にローカル民放事業者にとっては、今回のデジタル化投資は過酷な経営状況を反映し、多くのローカル局が赤字決算を余儀なくされている。しかし国民の利益のためには、放送を続けねばならず、この時期に電波利用料の見直しにより、負担増になるような事態は是非避けていただきたい。</p>	株式会社毎日放送
	102	<p>・放送事業者は経済活動としての放送だけでなく、国民の知る権利に応じて健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時等にはライフラインとして情報伝達上の重要な役割を担っている。</p> <p>この為、料額については、電波の経済的な価値だけではなく、電波利用の目的や社会的な役割の違いにも配慮して頂きたい。</p> <p>・携帯電話事業では、電波利用料は、無線局としての端末に電波料が課せられている為、契約料を通じて受益者が負担しているが、地上テレビ放送では、電波利用料は、受信機は無線局ではない為、受益者負担ではなく、事業者負担となっている。</p> <p>経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことになれば、地上テレビ放送の存続基盤を危うくすることになる為、料額の算定に当たっては、このような事業者ごとの事業構造の違いを勘案していただきたい。</p> <p>・放送の特性係数を1/4としたことは、放送事業の公共性を考慮すれば適切な措置であり、今後も維持すべきとする。</p> <p>・地上テレビ放送のデジタル化により、地上テレビ放送事業者は合計130MHzの周波数帯域を返還する。この為、使用帯域幅によって料額が定められるのであれば、地上テレビ放送の負担額は大幅に減額されるべきとする。</p>	東海テレビ放送株式会社
	103	<p>・放送は国民の知る権利に応じて健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時は重要なライフラインとしての役割を担っている。その存立基盤を危うくするような電波利用料を課すことは不適切とする。</p> <p>・電波利用料制度は、受益者である無線免許人等で利用料を分担する制度であるが、放送事業の場合、受益者である視聴者からの徴収はおこなっていない。この点が携帯電話事業者など他の事業者と異なっている。電波利用の料額検討において配慮されるべき点とする。</p> <p>・平成23年（2011年）7月のアナログ放送の終了により、テレビ放送事業者は、使用周波数帯域約370MHzのうち130MHzを返還する。この130MHzの帯域は、テレビ放送以外の新たな用途に活用され、テレビ放送の帯域は少なくなる。テレビ放送事業者の電波利用料の負担額算定において配慮されるべき点とする。</p>	中京テレビ放送株式会社
	104	<p>・電波利用料制度は、無線局の免許人が負担する制度であるが放送事業は、受益者である国民の負担を担うものではない点で携帯電話事業などと異なる。この点は電波利用料の料額を検討する際に配慮されるべきとする。</p> <p>・料額については、電波の経済性を鑑みるとあるが放送の公共性を十分に考慮した上で料額を決定すべきであり、特性係数は現状を維持すべきである。</p> <p>・地上テレビジョン放送のデジタル化によりVHF/UHF帯の130MHzをテレビジョン放送以外の新たな用途に活用可能とすることは、電波の有効利用の観点からも国民全体の利益となるものである。一方、完全デジタル移行後、放送の電波利用料は減った帯域を考慮して減額が図られるべきとする。</p>	日本テレビ放送網株式会社
	105	<p>電波の経済的価値を算出して、機械的に電波利用料に直接反映させることには反対である。放送は、その番組編成において民主主義の発展・公共の福祉の増大を目的としているのであり、報道取材など放送活動は採算を度外視して行うこともある。その行為は通信事業と大きく異なる。よって外形的な規準を、電波を使う全ての事業者に一律に当てはめて、電波利用料を徴収することには反対である。</p> <p>特に国策であるデジタル化のために積極的な設備投資を行っているテレビジョン放送事業者にとっては、これ以上の電波利用料の負担は、無料広告放送の維持ができなくなる可能性がある。</p> <p>電波利用料の増額は、国庫にとっては増収かもしれないが、国民にとって、現在享受している放送の内容が貧しくなったり、負担が増大したりするのであれば、放送に電波を割り当てている目的から大きく逸脱するのではないかと。</p> <p>安価な手段で受信でき、ほぼ全ての国民がその番組を享受している放送については、過度な電波利用料を課すことは、不適切である。</p> <p>従って、現段階で放送の公共性などを勘案し設定されている配分係数は維持されるべきである。また、地上波テレビ局は2011年7月のデジタル放送への完全移行に向けて、ルーラルエリアに多数の中継局を設置・維持していることや、先般のチリ共和国での地震に伴う大津波警報に関する災害報道を例に出すまでもなく、国民の安全・安心を確保すべく報道活動を行っていることについても、料額や係数の設定にあたって更に考慮して頂きたい。</p>	朝日放送株式会社
	106	<p>・放送事業は非常災害時等におけるライフライン機能など、国民に対する情報伝達で重要な役割を担っており、単に周波数の経済的利用価値に依存して、電波利用料を算定するのは適切でない。</p> <p>・法令にも定められているように地上テレビ放送が「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」であることなどを勘案して規定した電波利用料における放送の特性係数(1/4)は、今後も維持すべきである。</p>	株式会社静岡朝日テレビ

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	107	<ul style="list-style-type: none"> 放送に対する電波利用料は、法令で定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案し、4分の1に軽減されています。これは適切な措置であり、国は、放送事業者がこうした責務を引き続き果たせるよう、今後も減免措置を維持すべきと考えます。 完全デジタル化移行により、地上テレビ放送事業者は合計130MHzの周波数帯域を返還するため、地上テレビ放送の2011年度以降の利用料負担額は、2010年度に比べ、大幅な減額となるのが適当と考えます。 放送事業者は、厳しい経済状況の中で、既にアナログテレビの中継局数を上回るデジタル中継局を設置し、その整備に多額な費用をつぎ込んでいます。しかし、2011年7月の完全デジタル化移行後も直接受信ができない世帯が全国に点在することから、こうした世帯の救済にあたって、電波利用料財源を裏付とする中継局の建設支援策が強く求められています。国策である地上放送の完全デジタル化に向け、電波利用料の面においても放送事業者の負担の軽減が図られるよう要望いたします。 	株式会社テレビ朝日
	108	<ul style="list-style-type: none"> 放送事業者は、国の施策である地上放送のデジタル移行に全力を挙げて取り組んでおり、デジタル送信設備などの整備に、多大な設備投資を行ってきたところから、デジタル移行完了後も、放送サービスの向上や安定運用への投資が控えていることから、電波利用料額の検討においては、こうした状況が勘案されることを要望します。 NHKは、公共放送としてあまねく全国に豊かで、かつ、良い放送番組を届け、また、災害の場合の放送を迅速かつ確に提供する使命を果たしています。これらの公共性や同一システム内で複数の免許人が共用する利用形態を勘案した料額の軽減措置は適当であり、次期の検討にあたって引き続き勘案されることを要望します。 「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業」の後年度負担は、適切な期間を設定し平準化されることを要望します。 平成23年度以降の放送事業者の電波利用料負担は、「特定周波数変更対策業務（アナログ周波数変更対策業務）」による追加的な負担分を減ずるとともに、「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業」の後年度負担、および、本事業に係る経費を現時点において再度精査した上で、検討されることを要望します。 	日本放送協会
	109	<p>別表第六（電波法第百三条の二関係）の無線局の区分（別紙下線の部分）について、次のとおり改正要望をいたします。 「設置場所が特定地域の区域内であっても県域放送であるもの」を追加する。</p> <p>（理由） 平成20年10月1日電波利用料額の改定による別表第六による無線局の区分の内、「六 放送をする無線局の放送局」の出力規模2kW以上10kW未満で特定地域の区域内にあるものに該当する放送局は、近畿圏、東海圏の広域局及び弊社の親局のみである。 その内、弊社の親局が唯一県域放送であり、他社は3県以上の区域を放送対象地域とする広域局であることから、明らかに放送区域に差異があるため、他地区の同出力の県域放送と同一の電波利用料の負担が公平と考える。従って、別表第六（電波法第百三条の二関係）の改正を希望するものである。</p>	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
	110	<ul style="list-style-type: none"> 免許区分6の項「地上デジタルテレビ放送局」について空中線電力区分の見直しを求める。 最小電力区分「0.02W未満」を「0.5W未満」として頂きたい。 <p>理由：放送局の料額算定においては特性係数で「国民への電波利用の普及に係る責務等」や「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」として放送全体への理解を得ているところです。小規模電力局は主に過疎地・辺地に開設されて少数世帯に放送を届けており周波数を有効に利用する一方、カバーする世帯数が少ないことから事業性に乏しい状況です。電力区分を「0.5W未満」とすることで負担の軽減化を図って頂きたい。</p>	札幌テレビ放送株式会社
④テレビ局の料額（放送事業者以外からの意見）			
	111	<ul style="list-style-type: none"> 受益と負担の公平性を確保した料額に設定し、負担のアンバランスの解消を要望する。 	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	112	<ul style="list-style-type: none"> 通信と放送の融合に向けて、一つの基地局が通信と放送の両用途に使用可能となる見込みであり、これに合わせ、通信と放送の料額算定を統一する必要がある。現状、通信ではMHz単位、放送は空中線電力単位で算定されているが、周波数を有効活用するインセンティブが働くのはMHz単位の算定である。従って、料額算定を通信の方式に統一し、MHz単位の帯域利用料に改定すべきである。 携帯電話のうち、第3世代携帯電話は、緊急通報に対応するため位置情報通知システムが平成19年度に義務化されており、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当する状況であるが、携帯電話に減免係数を適用するよりは共にこの措置の適用を受けないようにすべきである。 携帯電話は、98%以上の地上テレビジョン放送と同等のカバー率を達成しており、減免係数「国民への電波利用の普及に係る責務等」に該当する状況であるが、携帯電話に減免係数を適用するよりは共にこの措置の適用を受けないようにすべきである。 通信・放送の融合化において、放送の設備において通信用途にも使用が可能となるため、無線システム別に設けられている特性係数をすべて廃止すべきである。 放送事業者に適用されている経過措置は、今限りで廃止し、この延長は認めるべきでない。 	ソフトバンクモバイル株式会社
	113	<p>現状の電波利用料は携帯電話、BWA、PHS等通信事業者への依存度が高く、全体の歳入の約8割を超えています。 一方、移動体通信事業は今では国民の生活に不可欠なものとなり、また、緊急通報の提供、災害時における国民の生命、身体の安全に寄与するなどいままや放送事業と同じく大きな公共性を有しています。 これら通信事業の公共性について考慮し、また、電波利用の受益者である免許人に対し広く負担を求める電波利用料の趣旨を踏まえて、公平な負担の在り方について検討を要望します。</p>	株式会社ウィルコム
	114	放送事業者と電気通信事業者との利用帯域に応じた負担バランスを図る等、負担事業者間の公平性を確保すべきであると考えます。	UQコミュニケーションズ株式会社
	115	<p>放送事業者との負担の公平性について： 電波利用料の負担については、前回の議論の結果、放送事業者の負担が段階的に増やされているものの、依然として移動体通信事業者（PHS・BWA含む）の負担は平成22年度で83%を超える状況であり、放送事業者の受ける受益に対して放送事業者の負担が小さすぎるのではないかと指摘は現在も解消していません。 現時点において、地上デジタル放送推進総合対策費用が創設時の総額727億円から総額2000億円（平成20年6月9日 総務省大臣臨時記者会見）にまで増加しており、放送事業者の受ける受益も拡大している以上、放送事業者に対する電波利用料の増額と、放送事業者に適用されている電波利用料の加算料額の適用期間をアナログ周波数変更対策業務が実施される期間内から地上デジタル放送推進総合対策費用の後年度負担償還年度まで延長するなどの、受益に見合った新たな負担のあり方の再検討が必要と考えます。</p> <p>特性係数のあり方について： 5月17日の電波利用制度に関する専門調査会（第3回）のヒアリングで、放送事業者から放送の公共性を観点に負担割合（特性係数）の現状維持の意見がありましたが、放送事業者には放送法に基づく公共性はあるものの、一方で携帯電話設備も放送設備と同様に国民保護法施行令第27条第5項で生活関連等施設に指定されており、通信は公共性の面でも放送とほぼ同等と考えられます。さらに、通信では電話においては災害伝言サービスを実施しているほか、携帯電話事業者等の取組みとして、昨今は災害伝言板の事業者間での連携運用なども実現しており、災害時の国民の安否確認を行う重要なインフラであることを考慮すると、通信と放送の公共性の観点による差は無いものと考えます。よって、現行の受益と負担のバランスを考慮すると、無線システム毎の特性に応じた係数（「特性係数」）がもたらした効果の再検証を行い、必要に応じて廃止も含めて検討すべきと考えます。</p>	イー・モバイル株式会社

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	116	電波利用料額の算定方法の公平性に疑問がある。 電波の経済的価値に係る要素（使用帯域幅、出力等）に応じて負担する部分が過半を占めるようにし、その8/9を各無線システムの使用帯域幅をもとに配分する、極めて客観的かつ公正な配分の仕組みを取っておきながら、なぜ放送は1/4に負担軽減されるのか。これは客観性に欠け、不公正である。 その結果、携帯電話事業者らの負担割合・負担額が非常に大きくなる一方、放送事業者はその事業規模や営業利益に対しても極めて過小な金額しか負担していない。これは不公平であり、不合理である。 もし万一、放送事業者が携帯電話事業者らとの公平な負担に耐えられないのであれば、例えば地上デジタル放送のXX2チャンネルは現在XX1チャンネルと同じ放送を流すだけの無駄なチャンネルとなっているのであるから、このような無駄をなくし、余分の帯域を返還して他の者に使用させるべきである。そうすれば公平性を保ったまま負担額を削減できよう。無駄な帯域の返還を促し、公正公平な電波利用を進めるためにも、電波利用料額の算定方法は客観的で公正な方法により行われるべきである。	個人
	117	受益者負担の考え方については、一層の整理を行ってください。すなわち、放送や防災、海難防止などの公共性が高い電波利用は、一免許人が受益者とするよりは、電波利用により最終的に利便を享受する国民・住民や消費者が受益者とするべきだと思います。こうした電波利用の免許人は、税金賦課や商品価格への上乗せにより国民・住民や消費者に広く薄く負担を転嫁できる余地がありますので、電波利用料は相応の額に増額すべきである。 一方、受益の範囲が限定的である電波利用については、現行の考え方を基礎にして料額を設定することが適当であると考えます。	個人
⑤地デジ難視聴対策用ギャップフィルターの料額			
	118	地上放送のデジタル化移行に伴い、地方自治体が設置するギャップフィルターに係る電波利用料については、平成22年度以降も「地上テレビジョン放送局の経過措置」を継続すること。 なお、経過措置を撤廃する場合には、新たな自治体負担が生じないよう的確な財政支援措置を講ずること。	岩手県
	119	電波利用料の徴収免除等の特例措置については、専ら非常時における国民の安全、安心の確保を直接の目的とするものや、専ら治安、秩序の維持を直接の目的とする無線局がその対象になっているところであるが、地形上不利な地域における、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消のために地方自治体が設置する、地上デジタル放送に係るギャップフィルターについても、公共性、公益性等の観点から、また、これらに基づいて何らかの営利事業活動等を行うということではないことから、ふさわしい軽減策が必要と考えます。 したがって、地上デジタルテレビジョン放送の難視聴解消のために地方自治体が設置するギャップフィルターに係る電波利用料については、平成22年度以降も「地上テレビジョン放送局の経過措置」を継続することを要望いたします。 なお、経過措置を撤廃する場合には、新たな自治体負担が生じないよう的確な財政支援措置を講じていただきたい。	岩手県一関市
	120	・住民は、テレビ放送により身近な生活情報、緊急・災害情報や政見放送など多種・多様な情報を日々得ており、日常生活には欠かすことのできないインフラとなっている。 ・地上デジタル放送への移行による新たな難視聴世帯が発生し、その対策として、中継局や共聴施設の整備、高性能アンテナの設置、ケーブルテレビの利用など地域において対策が進められている。 ・共聴施設としてのギャップフィルターは、デジタル化移行による難視聴対策として受信者側が設置したものであり、電波利用料の区分について営利目的の放送局と同じ区分ではなく、新たな区分が必要と考える。 ・料額については、平成20年10月1日改正の電波利用料の「地上テレビジョン放送局の経過措置」と同程度とすることを提案する。	北海道
	121	・デジタル難視対策として、和歌山県下の4市町では、「ギャップフィルター」と呼ばれる、無線によるテレビの共同受信システム（共聴施設）を整備しています。 ・県下の施設で、現時点で20mW以上のものはありませんが、将来的に大規模な施設を整備する可能性は否定できません。 ・しかしながら、現在の仕組みでは、現行の料額5400円が、経過措置が終了する来年1月以降は、20mW以上のものは20万円超と大幅値上げ、20mW未満のものは6,100円と小幅値上げとなる予定です。 ・今回の見直しに当たっては、地域住民が地上デジタル放送へ円滑に移行するため、また、ギャップフィルターが国策であるテレビの完全デジタル化のために発生したものであることを考慮し、現行の料額から値上げとならないよう要望いたします。	和歌山県
	122	受信障害対策中継放送を行う放送局（ギャップフィルター）は地上デジタル放送の難視聴解消を目的とした公益性を有する施設である。当該施設の運用に対し、一般の電波利用と等しく電波利用料を課すことは著しく不合理なうえ、その負担は良視地区との公平性も欠くものである。当該施設については電波利用料を徴さないよう必要な措置を早急に講じられたい。	岩手県二戸郡一戸町
	123	(1)現状の問題点 平成20年10月1日に電波法の一部を改正する法律が施行され、平成22年末までの電波利用料は「地上テレビジョン放送局の経過措置」により5,400円となっているが、経過措置が撤廃されると空中線電力が0.02W以上10kW未満の料額が年額202,300円になる見込み。 辺地共聴施設のデジタル化改修及び新設の場合、地域によっては無線共聴施設（ギャップフィルター）が選択されることがあるが、その場合にも上記の電波利用料が適用されることとなる。 通常、既存の有線共聴組合では、共同受信施設の維持管理に要する経費（電気料、伝送路の電柱共架料、点検保守費用、故障修理費用等）を月額1,000円程度積み立てている事例が多いが、無線共聴施設への改修や施設を新設する場合に、電波利用料の大幅な増額は、特に構成世帯数の少ない共聴組合にとって大きな負担になると考えられる。 (2)意見内容 上記電波利用料について、デジタル化対応及び難視対策のために設置された無線共聴施設（ギャップフィルター）は、営利目的で設置された放送局と同じ区分ではなく、新たな区分を新設のうえ適用することとし、料額は「地上テレビジョン放送局の経過措置」と同額とすることを提案する。	山形県

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	124	2011年7月の地上デジタル放送完全移行まで残り僅かとなる中で、高齢者世帯が大半を占める地方の共聴施設組合では、改修等整備費用のねん出が大きな問題となってきました。組合員が、これまで同様にテレビ放送を視聴するにはデジタル化の手立てを講じなければならず、その費用負担と維持管理費用は組合員の生計に大きな影響を及ぼしています。 本市の場合、新たな共聴組合を結成するなど、全世帯の視聴に向けて全面的な支援を行っておりますが、地形等諸問題により無線手法を採用せざるを得ない組合では、2011年1月に予定される電波利用料金の大幅な引き上げは、デジタル移行を実施するうえで、極めて深刻な障害となっております。 つきましては、国の責任ある支援措置を求めるとともに、デジタル完全移行後は、共聴組合の電波利用料負担の軽減措置が図られますよう強く要望します。 一例として（本市共聴組合該当ケース） 0.02W以上10kw未満については、 年額5,400円から202,300円に改定 （利益を生まない共聴組合と放送事業者が同一料金なのでしょうか）	山形県南陽市
	125	これまで、デジタル放送波の届きにくい条件不利地域向けの難視対策用として、空中線電力0.02W未満の中継局を設置してきました。今後は、世帯がさらに分散したエリアにおける難視対策が中心となるため、より出力の大きい0.05W程度の中継局を多数設置することが必要になると考えられます。地域によっては自治体自らがこうした中継局を設置するケースも考えられることから、難視対策を進める上で、過度な負担が生じないよう、現在の0.02W未満、0.02W以上で分けられている電波利用料の区分を、0.05W以下、0.05W超と変更することを強く要望いたします。	株式会社テレビ朝日
⑥ラジオ局の料額			
	126	1. 電波利用料の負担額において、ラジオ放送が、「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定されかつ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置付けられた上で、これらの公共性を勘案した減額措置が盛り込まれている点については、適切で妥当な措置であると考え、今後もこの考え方を維持することを強く要望する。 2. 前々回平成17年度の電波利用料改定時において、ラジオ局の負担分は大幅に増大（弊社においては30倍以上の増額）し、前回平成20年度の改定時においても、さらに2割以上の増額となっており、厳しい経営環境の中で、これ以上の負担増にラジオ局は耐えられない状況にある。電波利用料額算定の前提となる利用料の用途についてより精査し、電波利用料総額を据置き、もしくは減額する方向が望ましい。 ラジオ放送は基幹メディアとして法令規程に基づき高い公共性をもったメディアであることを鑑み、ラジオ局の経営状況を考慮した電波利用料の設定がなされるべきである。	株式会社エフエム東京
	127	各放送局の料額の算定にあたって、「国民への電波利用の普及に係る責務等」及び「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」である点を勘案し、放送の特性係数1/4としている点は適切であり、今後も維持していただきたい。	株式会社ニッポン放送
	128	料額算定の基準は経済的価値にだけに偏ることなく、電波利用の目的や社会的意義、公共的な役割等も十分配慮されるべきと考える。 現在、放送事業については、「国民の電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の二点を勘案して、放送の特性係数を4分の1としているが、これは適切な措置であり、今後も維持されるべきと考える。	株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ
	129	・中波ラジオ放送は、台風、地震等非常災害時の情報伝達手段として重要な社会的責任を果たしてきており、現在設定されている公共性等に関する電波利用料の勘案要素を反映した放送の特性係数は今後も維持すべきである。 ・中波ラジオ放送においてはその周波数帯の特性から、かなりの数の局が日常的に外国波混信に悩まされているが、国際的な周波数調整を必要とするこの帯域においては、長年の懸案にもかかわらず有効な解決手段を見出せていない。電波利用料の料額算定にあたっては、中波放送の置かれているこれらの電波環境についても特段の配慮がされることを要望する。	株式会社文化放送
	130	《コミュニティ放送局の送信所・中継所の電波利用料金についての減額措置提案》 ・市町村合併における難聴地域解消を目的とする送信所・中継所の設備変更および新設の場合において送信所・中継所の電波利用料金の減免措置を求めます。 ・年度ごとの事業収入による料額設定への見直しを求めます。 ・出力10W以下の料額緩和を求めます。	株式会社コミュニティエフエムはまなす
⑦人工衛星局の料額			
	131	・平成17年以降の電波利用料の改定において、6GHz以下を使用する人工衛星局の料額は大幅に増額しています。改定前後で大幅に料額が増加すると、経営にも多大な影響を及ぼす恐れがあります。無線局免許の条件が同一である場合には、料額の増額率が用途の増額率を越えない等の増額を制限する仕組みの導入や、料額算定基準の見直しによる6GHz以下を使用する人工衛星局の料額の低減を要望致します。 ・現在の制度では、電波利用料は1年分を前払いすることになっており、その期間の途中で無線局を廃局しても、支払った電波利用料は還付されません。特に人工衛星局については、同一軌道において、人工衛星を更改する場合、同一周波数を同時利用することは不可能であるにも係らず、衛星の更改期間中は二重課金されてしまう問題もあることから、期間の途中で無線局を廃局した場合には、その期間に相当する電波利用料を還付する制度の導入を要望致します。	スカパーJSAT株式会社
	132	人工衛星局の電波利用料については、静止衛星を用いた放送・通信用途を前提として設定されたものと拝察致しますが、近年急速に発展しつつある超小型低軌道衛星の利活用も念頭に置いた措置を希望致します。 人工衛星局の電波利用料については、6000MHz以下の周波数では使用帯域が3MHz以下のものに対しては、帯域幅・静止軌道と低軌道の区別なく一律に同額の利用料が設定されております。 しかしながら、超小型低軌道衛星は、一般の大型衛星と比較して使用帯域が狭い上、静止衛星と異なり運用可能時間が限られるため、同一帯域を複数衛星で共用することも可能です。このような超小型低軌道衛星の電波利用形態を考えると、より細かな粒度の使用帯域幅(10-100kHz)に応じた帯域課金の適用や衛星の通信可能時間割合に応じた料額体系の新規導入が考えられます。このような料額体系は「電波の経済的価値の反映」という観点からも合理性を有してものと考えられ、是非とも適用・導入の検討をお願い致します。	株式会社アクセルスペース

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	133	<p>・人工衛星局の電波利用料については、超小型低軌道衛星による実務ミッションの利活用も含めた料金体系にすることを求めます。</p> <p>これまでの宇宙の利活用は静止衛星による放送・通信の用途が主流であるため、人工衛星局の電波利用料も同様な前提で体系づけられていると思われる。しかし、近年は超小型低軌道衛星を商用に広く利活用することを目指すなど、変化が発生しており、既存の電波利用料の体系（帯域幅・静止軌道と低軌道の区別なく一律に利用料が設定されている）とそぐわない点がでてきております。</p> <p>この超小型低軌道衛星の商用利用は宇宙開発に新たな可能性を広げるものであり、静止衛星とは違う、限られた運用時間のデメリットを逆に利用することで同一帯域を複数の利用者が共用できる柔軟な料金体系化によって、新規参入に門戸を開く「開かれた宇宙利用」、限られた電波の「経済的価値の反映」を実現できると考えております。</p> <p>是非、人工衛星局の電波利用料は、超小型低軌道衛星の利活用も含めた料金の体系化の検討をお願い致します。</p>	株式会社ウェザーニューズ
⑧固定局の料額			
	134	<p>弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律」第3条にて、離島・山間部のエリアでも電気通信サービスを公平かつ安定的に提供する責務があります。また、「災害対策法」第2条における指定公共機関として、内閣総理大臣より指定を受けております。</p> <p>このため、採算の難しい離島・山間部へのエリアへは、ルーラル加入者無線局、マイクロ固定局、および地球局などを用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。</p> <p>これら離島・山間部では都市部と比べ需要も極めて低く、法令等に基づく責務のある無線局としてサービス提供を行っていることから、料額算定にあたっては引き続き減免措置を含め、現行の利用料額の据え置きを希望いたします。</p>	東日本電信電話株式会社
	135	<p>弊社は「日本電信電話株式会社等に関する法律（第3条）」により、山間地や離島などへ電気通信サービスを公平かつ安定的に提供する責務があります。</p> <p>更に、「災害対策基本法（第2条）」による指定公共機関として、内閣総理大臣から指定を受けております。</p> <p>このため、採算の難しい山間地や離島などのエリアへは、ルーラル加入者無線局、マイクロ固定局及び、地球局等を用いて電気通信サービスを提供しており、併せて、災害時等の対応に災害対策用通信の無線局を備えております。</p> <p>これらの無線局については、公共性の高い用途であることから、現状の電波利用料減免措置の適用拡大を含めた値下げを要望いたします。</p>	西日本電信電話株式会社
⑨マルチメディア放送の料額			
	136	<p>今後新たに免許される予定のアナログテレビの跡地を使用するVHF帯マルチメディア放送の無線局の料額の算定にあたっては、それらが提供する高品質なサービスが安定して供給され、その結果として受信機が広く普及することが望まれることから、放送としての「特性の勘案」に加え、それらの普及の度合いを充分考慮し、特に放送開始当初において過度の負担を強いることがないように柔軟に対応することが望ましい。</p>	株式会社ニッポン放送
	137	<p>地上テレビジョン放送のデジタル化により空くこととなる周波数帯を利用して実施が予定される携帯端末向けマルチメディア放送においては、それらが提供するサービスが安定的に供給され、かつ受信機が広く普及することが肝要であると考えます。この業務に関する料額算定にあたっては、放送開始当初の受信機の普及の度合いや事業採算性を考慮し、過度の負担を強いることのないよう「負担額の配分における特性の勘案」がなされることを要望する。</p>	株式会社文化放送
	138	<p>・各無線システムへの負担額の配分における特性の勘案 207.5MHz以上222MHz以下の周波数を利用する移動体向けマルチメディア放送は、国民のニーズに適合した健全な放送であり、公共福祉の増進に繋がる環境を提供するものであります。したがって利用目的から既存放送事業者と同様な負担額の配分における特性の勘案をしていただきたいと思います。</p> <p>・電波利用料の徴収等 移動体向けマルチメディア放送は、新規事業であることから市場の醸成期間を考慮した電波利用料としていただきますようお願いいたします。</p> <p>207.5MHz以上222MHz以下の周波数を利用する移動体向けマルチメディア放送は、アナログテレビ放送の終了が前提であるため、電波利用料の発生する起算日はそれ以降であると考えます。</p>	株式会社マルチメディア放送
⑩アマチュア無線局の料額			
	139	<p>電波利用料が創設された時から、営利を目的にしていなかったアマチュア無線局に対して税と同じ効力になります使用料を払わなければならないか、いささか腑に落ちません。</p> <p>また対象となりますアマチュア無線局は全てのアマチュア無線局であります故に問題が大きくなります。</p> <p>小学生を初め障害者、年金生活者まで「税」ですから支払います。</p> <p>近年、年間300円になりましたが、無線局の有効期間5年ですから300×5=1500円になりましょう。</p> <p>また300円を徴収するために使われるコンピュータ使用料、郵送料など経費がかかり収支バランスが崩れていませんか。</p> <p>他の役所ですが初等・中等教育において理数系の大幅な授業時間増になりました。</p> <p>理科教育の一翼を担ってききましたアマチュア無線です。</p> <p>前述しました通りアマチュア無線局に対しては国が開設する無線局並みに免除して頂きたい。</p>	個人
	140	<p>青少年の科学技術への関心を推進するため、アマチュア局で、免許（再免許を含む。）のときに18歳未満の個人が開設するものの、及び学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校）を単位として、その児童又は生徒を主とした構成員とする団体が開設するものの電波利用料は、これを免除すべきである。</p>	個人
⑪ホワイトスペースへの電波利用料の賦課			
	141	<p>放送帯域のホワイトスペースの利用者からも帯域の電波利用料を徴収するべきである。</p>	ソフトバンクモバイル株式会社
	142	<p>2010年中にホワイトスペース特区が設けられ、2011年には実用化されようとしているが、実用化された場合にホワイトスペース利用においては新産業創出、地域密着、一時的な周波数占有という状況があり、一方でホワイトスペースのためのデータベース構築、電波監視の事業費が拡大する懸念があるため、電波利用料については多岐にわたる観点からの検討を希望する。</p>	関西テレビ放送株式会社
	143	<p>ホワイトスペースの利活用にあたっては、既存の利用者と、その周波数帯を新たに利用しようとする者の間の、電波利用料の考え方の整理が必要と考えます。</p>	株式会社テレビ朝日
⑫免許不要局への電波利用料の賦課			
	144	<p>免許不要局等からの徴収：負担の公平性を確保する観点から、継続検討となっている免許不要局等からの徴収の実現を検討すべきと考えます。</p>	KDDI株式会社

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	145	<ul style="list-style-type: none"> ・ITS用の狭域通信システム(DSRC)等、免許不要局が発する電波は、低出力で伝搬範囲が小さく、電波の適正利用に及ぼす影響が極めて少なく、従来通り非徴収とすべきであり、徴収検討にあたらぬ。 ・ITSは、最先端の情報通信関連技術を活用して、人と道路と車両を一体システムとして構築し、渋滞、交通事故、環境の悪化などの道路交通問題の解決、物流の効率化、新たな産業の創出等幅広い社会経済効果が期待されるシステムである。すでに3,000万台を超えたETCをはじめ、09年度からDSRCを利用したスポット通信サービス、地デジ移行後の空き周波数を利用した交通事故削減や環境問題への対応のための運転支援システム規格化も進んでいる。安心安全な社会の実現のためには、こうした新しいITS技術と、実用化の加速が必要であり、このような意味からも免許不要局からの徴収はすべきでない。 	特定非営利活動法人ITS Japan
	146	免許不要局については、「前回の電波利用料の見直しに係る論点」にあるとおり、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどなく、また、周波数帯の品質が保証されず、排他的権利も有していないなど受益も間接的である。更に免許不要の電波活用は今後新たな電波利用による新産業創出の要となることも推察される。よって、従来通り非徴収とすべきであり、徴収検討にあたらぬ。	トヨタ自動車株式会社
	147	<p>免許不要局については、以下の理由により電波利用料徴収の対象とすべきではない。</p> <p>①免許不要局は小出力であり、電波の伝播範囲が狭いため、電波秩序に悪影響を及ぼすおそれが極めて少なく、免許局のように一定の周波数帯を排他的・独占的に占有する権利も認められていない。</p> <p>②仮に免許不要局から電波利用料を徴収することとなれば、免許不要局も等しく電波監視行政の受益者として電波干渉等による電波利用の侵害から保護を求めることができるものとすべきであるが、このような制度を創設・運用することは事実上困難といわざるをえない。</p> <p>③免許不要局は開設者の把握ができないため、既存端末の利用者からは電波利用料を徴収することができず、今後免許不要局を開設する者との間に不公平が生じることとなる。</p> <p>④国際的にも免許不要局から電波利用料を徴収している国はなく、仮に免許不要局から電波利用料を徴収することとなれば、外国から輸入される端末の利用者からも電波利用料を徴収しなければ国産端末の利用者との間に不公平が生じることとなる。</p> <p>・様々な分野での電波利用の推進が検討されているが、自動車においても、ETCやVICISの普及をはじめ、高速道路ではDSRCを活用した道路交通情報や安全運転支援情報を提供するスポット通信サービスも開始されており、地デジ移行後の空き周波数を利用して交通事故削減や環境問題への対応のための運転支援システムの実用化に向けた新たな情報通信システムの規格化も進んでいる。こうした自動車交通の安全性、CO2削減や利便性向上のための新たな無線システムの開発および普及を加速させる制度設計が求められており、その意味からも免許不要局から電波利用料徴収の対象とすべきではない。</p>	一般社団法人日本自動車工業会
	148	・免許不要局に関しては、電波の適正利用に混乱を及ぼす恐れは小さく、また、一層利便性の高いICT社会を確立する観点から、引き続き、非徴収とし、徴収の検討対象とすべきではない。	社団法人日本経済団体連合会
	149	<p>免許不要局からの電波利用料を徴収すべきでないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許不要局からの電波利用料の徴収は欧米等の諸外国では行われておらず、諸外国からの強い反発が予想されることから、徴収すべきでないと考えます。 ・タイヤ圧モニタリング装置や車車間通信装置に電波を利用する等、自動車における電波利用は小さい電力のものであり、また自動車内部・周辺の利用に限られたものであります。 ・自動車は広く普及（日本での保有車両は約7000万台）しており、所有者に課金をして徴収することは、技術的に無理と考えます。もし自動車製造者/インポーターに課金した場合、日本におけるこれら装置の普及の妨げとなります。従って、自動車オーナーや自動車製造者/インポーターに課金することは適当でないと考えます。 ・自動車における電波利用は交通事故低減とCO2排出削減に貢献する使い方であり、電波利用料を課すことはこれらの社会的目標の達成にマイナスの影響を及ぼすことが懸念されます。 	日本自動車輸入組合
⑬その他			
	150	WiMAX方式については1契約複数機器利用サービスの未使用機器の電波利用料も徴収されている一方で、SIM方式については徴収されておらず、採用する方式間での電波利用料の不平等を解消するために、WiMAX方式についても1契約複数機器利用サービスの未使用機器の電波利用料の徴収は廃止すべきであると考えます。	UQコミュニケーションズ株式会社
	151	WiMAXサービスのようなブロードバンドワイヤレスサービスの普及が一層促進されるように電波利用料が見直されることを望みます。	WiMAX Forum
	152	2.5GHz帯のBWAにおいて、2545から2555MHzの10MHzは2014年12月まで周波数の運用が制限されています。現在、この帯域は他システムへの干渉を回避するため、利用できる範囲は屋内に限られており、事実上屋外では利用できません。このような帯域については運用が制限されている期間、電波利用料の軽減について考慮していただきたい。	株式会社ウィルコム
	153	MCA等の事業者が利用する帯域は、実際に占有している帯域幅（800MHz帯は10MHz×2）をもって帯域の電波利用料を支払うべきである。	ソフトバンクモバイル株式会社

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	154	<p>現在の国内の緊縮経済状況の中においては、近年の電波利用料の大幅な値上げは、会員から不満の声が出ている現状である。従って、今回の電波利用の見直しに当たっては、下記の事項を考慮のうえ、減免措置か軽減措置をお願いする次第である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料は継続的に値上がりしており、「将来の電波利用料の値上げを考えれば、会員としては緊縮傾向にある財政面において、厳しい状況にあり、協会から脱会することも検討しなければならない。」という声が次第に高まりつつある。会員数の減少は当協会の運営継続に影響してくるのではと危惧している。 ・当協会の無線装置による防犯非常通報体制は防犯上有効である。このシステムは、警察関係機関と会員との間に電波で結ばれた公共的な防犯上の体系であり、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と考える。 ・当協会は公共的な団体の一部分としての減免措置を受けるのに適しており、無線装置による防犯通報体制を継続的に確立できるように配慮をお願いしたい。 ・当協会の無線局の帯域幅は16KHzであり、3MHz以下の無線局として一括に扱われているが、この3MHz以下の帯域をさらに細分化し、狭帯域で使用している無線局に対しては、周波数相応の電波利用料額にするなど、減額措置をお願いしたい。 ・当協会の無線局は全体的に送信時間や回数が少なく、電波の利用率は低いのが現状であるので、その面の配慮もお願いしたい。 ・無線周波数については5つの都府県で同一の周波数を共用していることから、特性係数の条件である「同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態」に該当するものと思われる。 	東京防犯無線協会
	155	<p>当協会のシステムは金融機関等並びに一般市民に対する防災設備として、有事の際に非常通報用押釦を押下する事により、警察110番または消防119番に直接入電するもので、社員(会員)から会費を徴収し当協会が設備の保守を含めた運営管理を行っているものです。しかし、社会情勢の流れで社員(会員)の経費削減傾向が進み、電波利用料が必要無い有線方式(電話回線を利用して通報するシステム)への変更が増加し、当協会の防災無線運営を圧迫している現状であることに鑑み、今回の電波利用料見直しにあっては次の理由により減免処置の導入をお願いしたいと考えています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当協会は公益性の高い法人であり管理するシステムは営利目的ではなく、金融機関等並びに一般市民に対し、無線を利用し凶悪犯罪その他、事件の発生に際し関係機関へ通報し、これらの厄災を最小限度に阻止し人命、財産の保護を目的とするものであり、パブリックコメントの情報資料に書かれている『国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの』そのものだと考えています。 2. 国または自治体に係る電波利用料については、減免処置が取られていますが、当協会の電波利用は犯罪予防・検挙および火災における財産の保護・早期通報という目的のため警察および消防機関と一体的に運用している実態にあり、免許状にも通信の相手方には『警察庁及び大阪市所属の受信設備』と明記されています。 3. 当協会管理の無線局区分けは、電波法第103条の2『別表第6』9の項『その他の無線局』となっていますが、『使用する電波の周波数幅が3MHz以下のもの』と大括りされており、当無線局のように帯域幅が16KHzのものも3MHzのものと同料額が定められるのは受益と負担の関係からも問題ではないかと考えます。このため、『周波数の幅3MHz以下』を更に細分化し狭帯域で使用している無線局に対しては大幅な減額処置の検討をお願いします。 4. パブリックコメントの報道資料『Ⅱ電波利用制度の現状』の中に、『各無線システムへの負担額の分配における特性勘案』には、『特性係数』の項に、『同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態』があり、当防災無線の周波数(61.79MHz)については、東京・大阪・京都・神戸・福岡の5都府県で共用しているもので、『特性係数』項目に該当するのではないかと考えられます。 5. 電波利用料の使途には、『地上デジタル放送への円滑な利用のため環境整備・支援』が含まれ、大きな比重を占めています。この事業は平成23年7月に完全移行されますが、完了後にあっては他の新規事業に振り向けるだけでなく、料額の減額に反映されるべきだと考えます。 <p>以上の事から、当防災無線局に対する電波利用料の減免処置を含めて、適正な料額になるよう、ご検討をお願いします。</p>	社団法人大阪府防災通信協会
	156	<p>当協会のシステムは金融機関並びに一般市民に対する防災設備として、有事の際には非常通報用押釦を押下することにより、警察110番に直接入電するもので、社員(協会員)から会費を徴収して当協会が設備の保守を含めた運営管理を行っているものであります。しかしながら、近年の電波利用料が会費に占める割合が大きく、協会の運営を大きく圧迫している現状にあることに鑑み、今回の見直しにあっては次の理由により、減免・減額処置の導入をお願いしたいと考えています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当協会は公益性の高い法人であり、管理するシステムは営利目的ではなく、金融機関のみならず一般市民に対して安全と安心を担保するためのものであり、今回の総務省パブリックコメントの報道資料にあります「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」そのものと考えております。当協会の無線局に本趣旨を適用できるような措置をお願いしたい。 2 国又は自治体に係る電波利用料については、減免措置がとられているところではありますが、当協会の電波利用は犯罪の予防、検挙という治安目的のために警察と一体的に運用している実態にあり、免許状にも通信の相手方は「警察庁所属の受信設備」と明記されているところです。 3 当協会管理の無線局の区分けは、電波法第103条の2「別表題6」の9の項「その他の無線局」となっていますが、「使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの」と大括りされており、当無線局のように帯域幅が16KHzのものも3000KHzと同一の料額が定められるのは、受益と負担の関係からも問題ではないかと考えます。このため、この「周波数の幅3MHz以下」を更に細分化して、狭帯域で使用している無線局に対しては大幅な減額措置の導入をお願いしたい。 4 上記1項と同じく総務省パブリックコメントの報道資料中「Ⅱ電波利用料制度の現状」の中に「各無線システムへの負担額の分配における特性の勘案」には、「特性係数」の項目に、「同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態」があり、当防災無線の周波数については、5都府県で共用しているものであるため、この「特性係数」項目に該当するのではないかと考えられます。 <p>以上のことから、当防災無線局に対する電波利用料の減免措置を含めて、適正な料額となるようにご検討を願いたい。</p>	社団法人京都府防災無線協会

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	157	<p>福岡防犯無線協会は、金融機関及び公共的事業所（以下「金融機関等」という。）において犯罪等が発生した場合、同所から迅速に警察本部通信指令室に、無線システムで通報・連絡できるように設置された非常通報用無線装置を、協会加入の会員から会費を徴収して、警察の指導監督を受けながら設備の保守を含めた管理運用を行っているものがあります。</p> <p>1 当協会は公益性の高い団体（任意）であり、管理するシステムは営利目的ではなく、金融機関等のみならず同機関を利用する一般市民の安全と安心を担保するためのものであり、今回の総務省パブリックコメントの報道資料にある「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」そのものと考えておりますので、当協会の無線局に本趣旨を適用できるような措置をお願いします。</p> <p>2 国又は地方自治体に係る電波利用料については、減免措置がとられているところではありますが、当協会の電波利用は、犯罪の予防・検挙という治安目的のために警察と一体的に運用している実態にあり、免許状にも通信の相手方は「警察庁所属の受信設備」と明記されているところです。</p> <p>3 当協会管理のシステムの利用は、金融機関等における犯罪発生時のほか会員に対する毎月1回（1年間で12回）の定期点検におけるテスト発信のみで、その利用頻度は他の利用者よりも僅少と思われる、一律の負担は大きいものと考えますので減額措置をお願いします。</p> <p>4 当協会管理の無線局の区分けは、電波法第103条の2「別表第6」の9の項「その他の無線局」となっていますが、「使用する電波の周波数の幅が3000KHz以下のもの」と大括りされており、当無線局のように帯域幅が16KHzのもの、3000KHzと同一の料額が定められるのは、受益と負担の関係からも問題ではないかと考えます。このため、この「周波数の幅3000KHz以下」を更に細分化して、狭帯域で使用している無線局に対しては大幅な減額措置の導入をお願いします。</p> <p>5 総務省パブリックコメント報道資料中「Ⅱ電波利用料制度の現状」の中に「各無線システムへの負担額の配分における特性の勘案」には、「特性係数」の項目に「同一システム内で複数の免許人による共用を行う型の電波利用形態」があり、当防犯無線の周波数については5都府県で共用しているものであるため、この「特性係数」項目に該当するのではないかと考えられます。</p>	福岡防犯無線協会
	158	<p>1. 漁業指導監督用海岸局、固定局は公共業務用無線局であるので電波利用料を減免してもらいたい。</p> <p>2. 電波利用料の計算において、免許人毎にするのではなく、免許人が無線設備を共用する場合は、無線設備に課金するようにしてもらいたい。</p>	個人
	159	<p>漁業指導監督用海岸局に対する電波利用料の減免要望について</p> <p>漁業指導監督用海岸局（連絡回線用の固定局を含む。以下同じ。）は、都道府県が自ら無線設備を整備し、あるいは漁業用海岸局の無線設備を共用して開設している無線局であり、電波法においても公共業務用無線局として位置づけられており、漁業用船舶局を通信の相手方とし、それぞれの都道府県下における漁業に関する指導監督の通信を行うとともに漁船と漁民の安全確保、海上における災害防止等の公共の通信業務を行っているものであります。</p> <p>最近の事例としては、我が国国内及び周辺における地震の発生、チリ地震に伴う津波の来襲など自然災害に関する情報周知の徹底、北朝鮮による飛翔体関係情報への対応などが挙げられ、我が国の漁船と漁民の安全確保、災害防止に努めております。</p> <p>このように公共性の高い業務を遂行している漁業指導監督用海岸局について、電波利用料の減免措置を講じていただきたく、お願い申し上げます。</p>	社団法人全国漁業無線協会
	160	<p>電波利用料の減免措置を遭難自動通報局、船舶局等にも適用すべきと考えます。</p> <p>消防用無線や水防用無線等には、電波利用料の減免措置が講じられています。しかし、これらの無線局と同様に人の生命又は身体の安全を確保するために開設する遭難自動通報局や船舶局等には、電波利用料の減免措置がありません。</p> <p>遭難自動通報局は、衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）と捜索救助用レーダートランスポンダ（SART）で構成され、船舶が遭難したときにその位置を知らせるために開設するものであって、遭難通報以外にその用途はありません。</p> <p>船舶はその用途別に船舶局を開設していますが、船舶局に共通の開設理由は、人命の安全確保と船舶の航行の安全を図ることです。</p> <p>無線航行移動局は、船舶の航行のためのレーダー、又はレーダーとEPIRB、SARTで構成され、人命の安全と船舶の航行の安全を図るために開設しています。</p> <p>また、これらの無線局の中には、船舶安全法で義務付けられたものもあります。</p> <p>結論として、人の生命又は身体の安全を確保するため又は船舶の航行の安全のために開設する無線局には、電波利用料の減免措置を設けるべきと考えます。</p>	個人
	161	<p>（電波高度計の料額について）</p> <p>航空機には安全性の観点から、電波高度計の装備が義務付けられており、計器着陸装置を用いた進入及び着陸については、高カテゴリーのものが定められている。高い安全性と信頼性確保の観点から、使用周波数帯域幅が広い機器が存在しており（機材によって、標準的な装備機器が異なる。）、同じ目的・重要性でありながら、料額に格差が生じている。</p> <p>航空機における電波高度計は、安全な着陸進入に必要な高度情報を得るために欠かすことが出来ないものであり、且つ、世界的にも共通的な周波数帯域を用いた装備であることから、各運航者が広く導入しやすい料額にすべきである。</p> <p>以上のことから、航空機における電波高度計の料額については、公共性、安全性、世界的共通性の観点から、“航空機局”と言う区分にて400円に統一して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用周波数帯域幅：100MHz以上…65,000円 ・使用周波数帯域幅：100MHz以下…400円 <p>（マルチラテレーション（地上車両）の料額について）</p> <p>複数地点受信方式航空監視システム（マルチラテレーションシステム）とは、SSRモードSの信号を利用し、空港内の航空機又は車両に搭載される無線設備から送信される信号を3カ所以上の受信設備で受信することで、航空機等の位置を把握する監視システムであり、空港の地上管制の安全性向上に資するものとして、平成21年度の無線設備規則改正により新たに設定されたものである。</p> <p>上記のうち、航空機に搭載されているトランスポンダと同じ機能を有した機器を、地上車両にも搭載可能装置が今後出現する予定であるが、料額に極めて大きな格差が生じる事が懸念されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機又は船舶局…400円 ・航空機又は船舶局以外で周波数幅が6MHzを超え15MHz以下のもの…805,700円 <p>当該機器を搭載した地上車両については、空港の安全且つ効率的な地上管制の視点では、航空機と同じ扱いであり、今後の普及促進の観点から料額にあっては、航空機と同額（400円）として頂きたい。</p>	定期航空協会

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	162	<p>・平成22年3月3日付けの総務省令の改正及び告示の制定により、マルチラレーションシステム及びノントランスポンダの導入がなされた。これにより、滑走路、誘導路等空港面を移動する航空機や航空機を牽引するトーイングカーなどの車両を高精度で確実に監視することが可能となる。今後、航空交通量の増大が予想される空港において空港面の交通の安全を確保するためには本システム導入が不可欠となる。</p> <p>ノントランスポンダは航空機に搭載されるトランスポンダ（以下、ATCトランスポンダ）の一部機能を使用するものであるが、現行電波利用料制度ではATCトランスポンダの電波利用料（¥400）に比して、電波利用料が格段に高額（¥805,700）となるためその導入に重大な支障を与えている。</p> <p>航空交通の安全確保への重要性や機能については同等で有るにも拘わらず現行の電波利用料制度の下では、航空機に搭載されないという理由のみで利用料が数千倍になるという不合理な状況となってしまう。</p> <p>よって、新たな電波利用料額の設定あるいは減免を求める。</p> <p>・航空交通の増大や複雑化、技術の進歩に伴って導入される新たなシステムの無線局について、その都度電波利用料額についての検討や設定がなされていない。そのため、例えば航空交通の安全確保のため空港内の走行車両等に搭載されるノントランスポンダの無線局は、航空機に搭載されているトランスポンダ（以下、ATCトランスポンダ）の一部機能を使用するものであるにも拘わらず、現在の電波利用料額に関する規定が適用され、ATCトランスポンダの数千倍の電波利用料となってしまう。</p> <p>そこで、電波利用料額制定時に想定されていない新たに導入されるシステム（無線局）については、現行電波利用料額表の適用が適切であるかどうかの検討をシステムの導入時期に随時行い、適切でない場合には新規の利用料額の設定を行うか、或いは設定までの期間は経過措置を設ける等の対応を講ずるべきである。</p>	国土交通省
	163	<p>（航空機内における携帯電話利用の料額について）</p> <p>航空機内での携帯電話サービスは、すでに中東、欧州を中心にして、事業者によるサービスが実施されている。本サービスは、将来的には、本邦内および本邦航空会社においても実施されると予想される。本サービスが利用可能となれば、機内での公衆通信サービスの向上に資する。</p> <p>については、航空機内の携帯電話サービスを提供する事業者が参入しやすい電波利用料額とし、利用の通話料金、通信料金等の軽減のための措置等を要望する。</p>	全日本空輸株式会社
3 その他 （措置すべき 点）について	164	電波オークションの導入に関しては、現行の電波利用料制度との関係を明確にし、電波利用コストが電波利用サービスのコストになることを示した上で国民の意見を傾聴しながら、慎重に議論することが肝要と考えます。	KDDI株式会社
	165	<ul style="list-style-type: none"> ・オークションは導入すべきではない。 ・新規の割当周波数のみをオークションで割り当てた場合、割当済み周波数の多い事業者と少ない事業者の間で反競争的になる。 ・経営資本が比較的潤沢ではない事業者や新規参入事業者にとって、周波数オークションは不利である。巨大企業が益々大きくなる結果を招く。 ・オークションの最低入札額が高い等の理由で周波数が落札されなかった場合、空き周波数が生じ、周波数が無駄になる（米国でも公共義務が課された帯域では落札されなかった例あり）。 ・高額入札による事業者の経営基盤悪化が懸念され、日本のICT国際競争力強化にも影響を及ぼす可能性がある。 	ソフトバンクモバイル株式会社
	166	<p>オークション制度については、以下の点を考慮した十分な検討を行った上で慎重に判断すべきであり、導入を前提とした性急な議論は避けるべきであると考えます。</p> <p>①電波利用料の目的・性格を明確にした上で、現行の電波制度/電波利用料制度との整合性を確保し、以下の点について明確にすべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オークション落札額の利用用途、電波利用料の有無、支払い方法 ・免許付与期間 ・電波の利用用途 等 <p>②海外での失敗事例のようにオークション落札額がいたずらに高騰し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本力のある企業しか参入できないような状況 ・オークション落札額の支払いで企業が疲弊しサービス提供に支障が出る状況 ・転売が是認されるような状況 等 <p>が発生しないような仕組みを導入すべきであると考えます。</p> <p>③全ての電波利用料が経済的価値のみで設定されることなく、誰もが使い易い電波利用料制度を維持すべきであると考えます。</p> <p>④オークション落札額は最終的にはサービス提供料金に反映されることから、国民の十分な理解を得るべきであると考えます。</p>	UQコミュニケーションズ株式会社
	167	オークション導入については、放送用途の周波数帯においては安定的なサービス継続、公共性を考え導入には反対である。	関西テレビ放送株式会社
	168	既存のサービスに利用されている周波数帯については、例えば免許更新の都度、あるいは後継衛星が配備される都度、オークションを実施するようなことがあれば、場合によっては、同じサービスの提供を受けている利用者の料金が大幅に上昇する恐れがあるため、オークション制度は馴染まないと考えます。 <p>また、新規に利用を開始する周波数帯へのオークション制度の導入についても、過度な競争が招く利用者への悪影響等を踏まえ、慎重に検討すべきと考えます。</p>	スカパーJSAT株式会社
169	電波利用料については、これまで何度も議論を積み重ねて十分に検討された上で決定されてきた経緯がある。今回の電波利用料の見直しにあたっては、これを十分尊重した上で検討を行うべきと考える。	東海テレビ放送株式会社	
170	次期の電波利用料の見直しにあたっては、過去の審議を十分尊重したうえで検討を行うべきであり、ゼロベースの議論は避けるべきと考える。	社団法人日本民間放送連盟	

カテゴリ	番号	意見原文	意見提出者
	171	電波利用と経済的価値、周波数割当：周波数割当は新たな市場の創出や競争促進に資するものであるべきであり、それによって創出される市場規模を電波の経済的価値の重要な指標とすべきと考えます。 総務省が行ってきているこれまでの各種の政策及び事業者の競争状況の評価を踏まえた議論が重要と考えます。	イー・モバイル株式会社
	172	I. (電波利用料額の明細書記載) 携帯電話加入者等が負担し、同事業者が納入する電話利用料額を、事業者が加入者に発行する明細書内訳に記載させるための措置を検討・実施することを要望する。電波利用料をユニバーサルサービス負担と同様に取り扱い、利用料制度についての理解を深めるためである。 II. (電波利用料制度の根本的再検討) 電波利用料の現行制度には、電波の効率的利用の推進、公平・公正かつ透明な電波利用料負担と支出の実現、正しい財政運用規律の遵守のいずれについても不十分な点が多く、制度自体の根本的検討が必要である。まず、電波利用料について事務・管理費用充当分とそれ以外の収支を分離し、その上で「透明かつ公正な電波利用料制度」の実現方策を検討・報告することを要望する。	個人
	173	電波利用料の支払い時期は、一括年額全納方式のみではなく、資金負担の融通性を考慮し、1ヶ月単位での支払い方法も可能にするべきである。	ソフトバンクモバイル株式会社
	174	広域専用電波利用料については現在年額全額を一括して納付する方式であるが、資金負担等を考慮して月単位での納付も可能とすべきであると考えます。	UQコミュニケーションズ株式会社
	175	・原則前納化 徴収コスト、負担の公平化、とりわけ滞納防止を図るため、電波利用料は、無線局免許（再免許を含む。）の際に、免許の期間分を前納させるよう変更すべきと考えます。 ・コスト抑制のための電波監理に従事する総務省職員への特別司法警察職員指定 「電波監視」は租税を財源にすべきと考えますが、電波利用料を財源とする場合であっても、より効果的に業務を執行できるよう、電波監理に従事する一定の総務省職員は、特別司法警察職員として必要な捜査ができるよう制度を整え、電波監理コストの縮減を進めてください。	個人
	176	・不法・違法無線局出現の未然防止：現行の、不法・違法無線局等の電波監視への用途は、適切と考えます。しかしながら、不法・違法無線局に該当する機器が販売・運用された後の探索だけでなく、不法・違法となるような機器の容易な販売が阻止されるよう、罰則の強化や現行法制の運用強化等、未然防止のための施策について早急に検討すべきと考えます。 ・利用料の支払い事務手続きの更なる合理化：例えば、納付通知書の情報等を電子データで授受できるようにする等、運用上の更なる合理化を希望します。	KDDI株式会社
	177	現在、様々な分野での電波利用の推進が検討されているが、ITSは国民の安心・安全やCO2削減、新産業創出に貢献する社会システムであると考えます。現在、地デジ移行後の空き周波数を利用して安全運転支援システムの実用化に向けた新たな情報通信システムの規格化が進んでいる。このような今までにない電波利用の仕組みによる情報通信システムについては実用化・普及を加速させる全く新しい制度設計をお願いしたい。	トヨタ自動車株式会社